

令和 7 年第 3 回（9月）大郷町議会定例会会議録第 2 号

令和 7 年 9 月 16 日（火）

---

応招議員（12名）

1番 鈴木 安則 君	2番 赤間 繁幸 君
3番 鎌田 晓史 君	4番 鈴木 利博 君
5番 赤間 則幸 君	6番 佐々木 和夫 君
7番 鈴木 恵子 君	8番 金須 新一 君
9番 田中 三恵子 君	10番 热海 文義 君
11番 高橋 重信 君	12番 石垣 正博 君

---

出席議員（12名）

応招議員と同じ

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第 121 条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	石川 良彦 君	総務課長	熊谷 有司 君
財政課長	菅野 直人 君	まちづくり政策課長	高橋 優君
復興推進課長	武藤 亨介 君	復興推進課技監	櫛濱 学君
税務課長	片倉 剛 君	町民課長	千葉 昭君
保健福祉課長	小野 純一 君	農林振興課長	本間 文二君
商工観光課長	武田 力也 君	地域整備課長	遠藤 歩未君
上下水道課長	赤間 良悦 君	会計管理者	伊藤 義継君
学校教育課長	角田 倫明 君	社会教育課長	齋藤 正智君
代表監査委員	零石 顕 君		

---

事務局出席職員氏名

事務局長 三浦 光 次長 千葉真弓 主事 高橋映瑠

---

議事日程第 2 号

令和 7 年 9 月 16 日（火曜日） 午前 10 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第 40 号 大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改

		正について
日程第 3	議案第 4 1 号	特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 4	議案第 4 2 号	大郷町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
日程第 5	議案第 4 3 号	令和 7 年度大郷町一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 6	議案第 4 4 号	令和 7 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 7	議案第 4 5 号	令和 7 年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 8	議案第 4 6 号	令和 7 年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 9	議案第 4 7 号	令和 7 年度大郷町水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 10	議案第 4 8 号	令和 7 年度大郷町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 11	認定第 1 号	令和 6 年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 12	認定第 2 号	令和 6 年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 13	認定第 3 号	令和 6 年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 14	認定第 4 号	令和 6 年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 15	認定第 5 号	令和 6 年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 16	認定第 6 号	令和 6 年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第 17	認定第 7 号	令和 6 年度大郷町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第 18	報告第 1 0 号	健全化判断比率について
日程第 19	報告第 1 1 号	資金不足比率について

---

#### 本日の会議に付した案件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2	議案第 4 0 号	大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第 3	議案第 4 1 号	特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例
日程第 4	議案第 4 2 号	大郷町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
日程第 5	議案第 4 3 号	令和 7 年度大郷町一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 6	議案第 4 4 号	令和 7 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 7	議案第 4 5 号	令和 7 年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 8	議案第 4 6 号	令和 7 年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 9	議案第 4 7 号	令和 7 年度大郷町水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 10	議案第 4 8 号	令和 7 年度大郷町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 11	認定第 1 号	令和 6 年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 12	認定第 2 号	令和 6 年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 13	認定第 3 号	令和 6 年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 14	認定第 4 号	令和 6 年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 15	認定第 5 号	令和 6 年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 16	認定第 5 号	令和 6 年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第 17	認定第 7 号	令和 6 年度大郷町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第 18	報告第 1 0 号	健全化判断比率について
日程第 19	報告第 1 1 号	資金化判断比率について

---

午 前 1 0 時 0 0 分 開 議

議長（石垣正博君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石垣正博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、5番赤間則幸議員、6番佐々木和夫議員を指名いたします。

---

#### 日程第2 議案第40号 大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議長（石垣正博君） 日程第2、議案第40号 大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（石垣正博君） ないようでございますので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

議長（石垣正博君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第40号 大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石垣正博君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

#### 日程第3 議案第41号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議長（石垣正博君） 日程第3、議案第41号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑に入ります。ございませんか。10番熱海議員。

10番（熱海文義君）おはようございます。

8ページで、部活動地域雇用推進協議会というのが新しく立ち上がるということなんですかけれども、これまでいろいろ協議会というのはあったと思うんですが、その中で、町長が公約に掲げているメンバーに対して、もう役職を持っているような人ばかりが集まっている協議会だというのを、ちょっとおかしいんじゃないかという考え方を持っていましたが、今、全協で示されたメンバーも聞きますと、全員役職を持っているような人ばかり集まっているような気がするんですけれども、その辺、町長としてこれから協議会をどのように考えていくのかお聞かせいただきたいと思います。

議長（石垣正博君）答弁願います。町長。

町長（石川良彦君）お答えしますけれども、今のメンバーそのものにつきまして、やはり広く入るべきだと、男女共同で。女性を中心であってもならないかと思いますし、あとは年代ですね、若い人たちがやっぱり入っていないので、その辺については、もう少し若い人たちが参加というか参画しやすいような体制ということで、今後の人選において、あるいは希望制もやっぱり取り入れていくべきだと考えておりますので、次の改選に当たる時期までに、そういう方向でやりたいと思いますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

議長（石垣正博君）10番熱海議員。

10番（熱海文義君）説明の中で、年に1回、2回ぐらいの協議会だというような話だったんですけども、やっぱりもうちょっとこう、何回か増やして、よりよい協議会にしてもらいたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（石垣正博君）答弁願います。町長。

町長（石川良彦君）その辺も含めて、今後検討させていただきます。よろしくお願ひします。

議長（石垣正博君）ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（石垣正博君）ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

議長（石垣正博君）討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第41号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石垣正博君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第4 議案第42号 大郷町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

議長（石垣正博君） 日程第4、議案第42号 大郷町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（石垣正博君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

議長（石垣正博君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第42号 大郷町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石垣正博君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第5 議案第43号 令和7年度大郷町一般会計補正予算（第4号）

議長（石垣正博君） 日程第5、議案第43号 令和7年度大郷町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑に入ります。ございませんか。8番金須議員。

8番（金須新一君） それでは4点ほど質問いたします。

議案説明書の13ページ、1項1目13節テレビの受信料なんですが、こ

これは公用車についているカーナビの受信料だと認識しておりますが、以前、総務課長に、大郷では受信料の件、大丈夫なんですかという質問というか、聞いた覚えがあります。そのときには全然問題ないんだという回答をいただいておりました。なぜ今になって、こういう補正を計上しているのかというのが1点。

あと、説明書の15ページ、6目14節旧櫻井家の排水施設設備の工事、これの具体的な内容と、整備するその先には何か目的があると思うんですが、その辺について御説明願います。

3つ目、説明書の21ページ、1項11目10節需用費、この間の説明で物産館の2階の利活用だと思うんですけれども、おもちゃの購入費ということを伺っていましたが、具体的にどんなものを購入する予定なのかということ。

4つ目、26ページの3目12節、これは旧大松沢小学校に保管している文化財、遺物の整理だと思うんですけれども、これはどういう機関に委託を考えているのか。それと、この事業は単発なのか継続事業なのか、4点お尋ねいたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） お答えさせていただきます。

公用車のテレビの受信料でございますが、以前、金須議員に、昨年度だったと思うんですが、お話をあった際には、本町でカーナビの車はございますが、テレビを受信できると私はちょっと認識していなくて、それでNHKのほうから確認の依頼が再度来まして、それでうちの担当のほうに確認をさせました。

そうしたら、カーナビについてもテレビの受信機能があるというようなことが分かりまして、それで調査したところ、15台の公用車にカーナビがついておりまし、テレビの受信機能があるというようなことが判明したことから、今回、補正を計上するものでございまして、そういう経緯でございますのでよろしくお願ひいたします。

議長（石垣正博君） まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

15ページ、旧櫻井家住宅の排水施設整備工事でございますが、こちら具体的な内容としましては、櫻井家の敷地がございます。その敷地の西側ということになりますが、そちらの法面から隣接の土地のほうに土砂の流入、それから落葉、落ち葉ですね、それから雨水の流入があるということでございまして、今後、工事としましては、排水路の整備、それ

から木の伐採、それから法面の整形ということで、最低限問題になっている部分について改修をするための最低限の工事を実施できればと思っております。

それから、今後の櫻井家の住宅であったり土地の活用というところでございましたが、こちらにつきましては、これまでも民間の企業、こちらのほうといろいろな形での活用といったところで検討のほうはしてきたところです。これまで何件かございましたが、そちらについては実現できていないというような状況がございました。

ただ今、またさらに民間の企業1社から、商業施設としての有効活用ということで御検討のほういただいているというところでございますので、その可能性も含めて、今後の住宅であり、土地の活用ということで検討していかなければと思ってございます。以上です。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答え申し上げます。

まず21ページの、物産館の2階に置くおもちゃでございますけれども、こちらは、今考えておりますのは、まず市販品であるおもちゃとしまして15点から20点ほどになろうかと思います。具体的には、ジョイントマット、ジャングルジム、こま、おままごとセットや木の列車とか、あとソフトブロックとか、本格的な遊具というよりも、まず身近で買えるような、そういうものを小さなことからまず始めて、実際に2階に置いてみたいなどというふうに考えているところでございます。以上です。

議長（石垣正博君） 答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（齋藤正智君） お答えいたします。

26ページの文化財整理業務についてお答えいたします。

文化財整理業務につきましては、大松沢地区にございます歴史民俗資料館の整理を行うために計上した業務でございます。

内容につきましては、歴史民俗資料準備室には未整理品など多数保管しております、これまで知識を有する職員がいなかつたために整理ができていない状況でございました。

そのようなことから、民俗資料、考古資料、未整理品を改めて台帳化する業務を計上したものでございます。期間につきましては、大体3か月から5か月間の期間を要するものと考えております。

それから、継続なのか単発なのかというところでございますけれども、今回の整理業務で終了する見込みとなってございます。以上でございます。

議長（石垣正博君） 8番金須議員。

8番（金須新一君） それでは、質問の1点目について再質問させていただきます。

総務課長の答弁ですと、15台の公用車があるということですが、今回、その15台の中の車を精査して、本当に公用車でカーナビが必要だという車だけ何台かを残すのか、そのまま15台継続していくのか、その辺お尋ねいたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） お答えさせていただきます。

カーナビを撤去だけしまいますが、そこに何か今度埋め込まなくない部分もございますので、ほかの団体、大郷町じゃなくてほかの団体で、アンテナをカーナビとあとテレビの受信ができる今アンテナを設置しているんですが、それを外して、カーナビのみのアンテナを実施した団体があるようでございまして、実際それが、まるっきりNHKの受信ができないのかどうかというのは、ちょっとまだ確認は取れてございません。

電装会社等にも確認しなきゃないですし、あとNHK等にも確認しながら、今のもの、いわゆるカーナビは必要な部分があると思いますので、そこはちょっと確認した中で、今後どのようにすればよろしいかということは対応させていただきたいというふうに考えてございます。

議長（石垣正博君） 8番金須議員。

8番（金須新一君） それでは、2点目の質問について再質問させていただきます。

先ほどの課長の答弁ですと、櫻井家の西側から土砂の流入ということがあつて、それを改善するための事業だという回答をいただきましたが、それは、敷地のほうに土砂が流出して、現状のままで早急に改修をしなくない状況なんでしょうか、その辺お尋ねします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

土砂の流入ということで、土砂自体、まるっきり崩れて大量の土砂が流入しているかというと、そういう状況ではないという状況はございます。ただ、今後雨が降って土砂の流入というところで多くなってくる可能性もあるというところと、排水が、まるっきりできないような状況に今なっているというところもございますので、そこにU字溝の敷設であったりというような排水工の設備整備、それから法面の整形も含めて実施できればと思ってございます。

議長（石垣正博君） ほかにございませんか。3番鎌田議員。

3番（鎌田暁史君） 3点ほどお伺いをいたします。

まず1点目なんですが、予算書の14ページの2目文書広報費12節委託料のガバメントクラウド導入業務について確認いたします。

これはどういった作業を予定されているのか、概要について御説明をお願いいたします。

2点目、同じく14ページの17節備品購入費、機械器具購入費につきまして、12日の説明ですと、サーバーの老朽化に伴うものとの御説明でしたが、今回、何台ぐらい購入する予定なのか伺います。

3点目ですが、予算書の22ページ、7款土木費3項河川費の委託料の測量設計業務について、これも12日の説明ですと、西光寺川の浚渫に関する委託費とのことでございました。河川浚渫の計画検討業務で現地調査を行った結果、今回取り組むことになったとの説明でございました。

そこで確認したいのですが、今のところ、西光寺川以外の川で浚渫を予定している川や浚渫が必要となっている川があるのかどうか、お伺いをいたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） まず、14ページのガバメントクラウドの導入業務でございますが、今回の部分につきましては、役場内の住民情報ネットワーク環境の構築とガバメントクラウドとの接続設定を行うものでございます。あと、CIVIONとコンビニ交付システムとの連携に必要な作業を行うものでございまして、今現在の各種証明書のデータ連携時のレイアウトが必要となるものでございます。

次に、機械器具購入費でございますが、LGWAN、総合行政ネットワークのサーバーの更新なんでございますが、これにつきまして現在、今2台でやっているわけでございますが、それを1台にまとめることとするものでございます。以上でございます。

議長（石垣正博君） 次に、地域整備課長。

地域整備課長（遠藤歩未君） お答えします。

22ページの浚渫測量設計業務に関してですけれども、こちら先ほど議員さんがおっしゃいました河川浚渫計画検討業務のほうを発注しております、その中で、浚渫が必要な河川があるかという御質問だったんですけれども、西光寺川含め4河川ございまして、実成川、味明、川内のほうにあります実成川、あと味明川といいまして、新関のほうから味明の羽生のほうに抜けている河川なんですけれども、そちらの河川、あと

大松沢の五仏にあります五仏川のほうで堆積が見られておりますので、今後そちらのほうを浚渫を行っていく予定となっております。

ただ、まだ全て業務が完了したわけではございませんので、引き続き業務のほうを進めさせていただければと思っております。以上です。

議長（石垣正博君） 3番鎌田議員。

3番（鎌田暁史君） それでは、再質問を行いますが、まずガバメントクラウドなんですけれども、昨年6月の定例会で、一般質問で私、この移行費用について確認を行いました。その際に、移行費用は約2億3,000万円で、そのうち2億1,700万円が国からの助成となって、1,300万円が町の負担との御答弁がありました。現時点で、この予算規模は変更がないのかどうか、お伺いをいたします。

2点目について、サーバーの交換なんですけれども、交換対象となるサーバーは何年ぐらい稼働してきたのか、お伺いをいたします。

3問目についてなんですが、先ほど五仏川の浚渫についてお話をございましたが、大松沢の上郷地区を流域とする大森川や木戸脇川、これの浚渫について確認を行いたいと思います。

上流の大衡村と接続をする河川について、大衡村側は既に土砂撤去の工事を完了している状況でございます。下流となっている本町は、言わば危険にさらされているような状況となっております。町として、この状況をどのように見ているかどうかお伺いをいたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） お答えさせていただきます。

ガバメントクラウドの予算規模でございますが、今回補正で追加をさせていただいてございますが、令和5年度から実際始まってございまして、トータルで予算、今回の補正予算を含めた形で約2億5,000万円ほどになってございます。国の財源が、交付金が入ってくるわけでございますが、全額100%充当ということになってございまして、今の段階で、一般財源につきましては、この導入場部分までにつきましてはないものと思ってございます。

続きまして機械器具購入費でございますが、このサーバーでございますが、現在のサーバーにつきましては平成30年度購入でございまして、今年度中に、本来であれば5年程度がサーバーの更新時期ということであったわけでございますが、今年度末に更新をし、来年度より、来年4月から開始するために、今回新たにサーバーを購入し更新するものでございます。以上でございます。

議長（石垣正博君） 次に答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（遠藤歩未君） お答えします。

先ほど木戸脇川と大森川ということでお話しいたしましたが、こちらについては今調査中になっておりますので、堆積が見られた際は、来年度から工事のほうを開始したいと思っております。

続きまして、大衡のほうで浚渫工事が終わっているというお話がありましたが、多分、鶴田川のほうで浚渫を行っているというお話は聞いておりますので、町としても、今回調査業務を発注しておりますので、その中でしっかり検討して浚渫を行っていければと思っております。以上です。

議長（石垣正博君） 3番鎌田議員。

3番（鎌田暁史君） 1点目のガバメントクラウドについてなんですかけれども、今後必要な予算というのは、必要なタイミングで補正として計上、上程されることになるのかどうか御確認をいたします。

あと2点目なんですが、今回のサーバーの交換というのは、ガバメントクラウドへの移行と関連があるのかどうか。関連がなくて単独な件となるのかどうか、お伺いをいたします。

3点目の河川の調査なんですかけれども、町と大衡村さんのほうで、浚渫とか土砂の撤去について話合いを持つべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。以上、御確認をいたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） お答えいたします。

今回の予算でございますが、今後追加が出てくるのかということでございますが、設定、導入業務につきましては今回が最後ということになるかと思います。というのは、今年度の2月まで完了しなければいけません。そして2月末から本格稼働となってくるわけでございまして、そのためでございまして、12月で多分ぎりぎりになるかと思いますので、今回が多分最後だと思いますが、その後のランニングコストにつきましては、また別途予算計上をさせていただく予定としてございます。

2点目でございますが、この事業、今回の機械器具の購入でございますが、LGWANのサーバーでございまして、国・県と結ぶ総合行政ネットワークでございます。地方公共団体の行政専用ということになってございますので、先ほどとの連動はないものと認識してございます。

議長（石垣正博君） 次に答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（遠藤歩未君） お答えします。

木戸脇川も大森川も、先ほどお話があったように大衡村が上流で大郷町が下流になる1本の河川になりますので、大衡村としっかりと協議をして、浚渫を行っていきたいと思います。以上です。

議長（石垣正博君）ほかにございませんか。9番田中議員。

9番（田中三恵子君）1点質問させていただきます。

26ページの社会教育費、3の文化財保護費の中の委託料ということで指定文化財映像記録化業務というところがありまして、こちらに関しては無形文化財ですとか、そういうものの記録業務を行っているというお話を聞いておりましたけれども、この詳しい内容を、まずお聞かせください。

議長（石垣正博君）答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（齋藤正智君）お答えいたします。

26ページ、指定文化財映像記録化業務についてお答えいたします。

無形文化財につきましては、羽生田植踊、宮林神楽が昭和38年に指定され、保存会による生涯学習フェスティバルへの参加や小学校の総合的な学習時間を利用して紹介されていました。しかし、後継者不足の深刻化によりまして、宮林神楽につきましては令和6年度に休止の状態になっております。また羽生田植踊につきましても、昨日の敬老会で一区切りというか、させていただくということでお話をいただいているところでございます。

このようなことを受けまして、無形文化財を映像化して後世まで残したいなということで、今回計上させていただいているところなんですが、まず羽生田植踊につきましては、御協力をいただけるのであれば、また再度踊りを踊っていただきまして映像を撮らせていただきたいなと思っております。

また、宮林神楽につきましては、これまでの映像がありますので、それを編集するなり、または、これまで御協力いただいた保存会の皆様に、もう一度ちょっとお声がけさせていただいて、できる部分を映像化して残したいなというふうに考えております。以上でございます。

議長（石垣正博君）9番田中議員。

9番（田中三恵子君）こちらの費用的な部分というのは、どういったところで使われるんでしょうか。

議長（石垣正博君）答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（齋藤正智君）お答えいたします。

費用の部分につきましては、無形文化財の映像化することによって、

2本、3分から5分ぐらいの映像を創るのと、それから、いつでも誰でもどこでも見られるように、ホームページ等に掲載されるようなデータのほうも創りたいなというふうに考えております。以上です。

議長（石垣正博君） 9番田中議員。

9番（田中三恵子君） これからこの取組ということだと思うんですけれども、ぜひ頑張っていただきたいなというのと、あと御協力が必要なようすで、その辺のところもぜひ頑張っていただきたいと思います。

また、先ほど言わされましたようなPRということで、せっかく映像化されたものを広く知らせていくというための、もう少し具体的なお話があればお聞かせください。

議長（石垣正博君） 答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（齋藤正智君） お答えいたします。

今の案ですと、大郷町の例えばホームページに載せさせていただくと。それから、小学校の子どもたちも1人1台ずつiPadなどを持っておりますので、そういったICT情報通信技術を活用して、そういったものに授業で取り入れられるようにしてまいりたいなというふうには、今の時点では考えております。以上です。

議長（石垣正博君） ほかにございませんか。2番赤間議員。

2番（赤間繁幸君） 22ページの7款5項3目定住促進事業費の中で、この間、説明の中では、地域おこし協力隊員の方を1名追加募集するということだったんですけども、具体的に、町としてその方にどういったことをしていただかのかをお伺いします。

それとともに、次のページに、地域おこし協力隊サポート業務とありますが、この内容についても具体的にお伺いします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

今回、地域おこし協力隊ということで1名追加ということで予算を計上させていただきました。こちらにつきましては、1名ですね、農業の担い手ということで意欲のある青年の方から応募というかお話をいただきまして、町としても必要な人材であるというところで受付のほうをしているところでございます。

具体的な内容というところでは、地域産業の振興に関する活動といった部分、それから地域資源の発掘及び振興に関する活動、それから地域の情報発信に関する活動、その他地域の魅力向上に必要な活動ということで、計上のほうしているところでございます。

続いてサポート業務の件でございますが、こちらについては、もう既に協力隊2人おります。それから、もし予算のほうを可決いただければもう一人ということで、3名プラス協力隊のOBということで1名おりますが、そちらのサポートというところも含めて、日々のサポートについて将来の起業、これは現在の協力隊ということになりますが、将来の起業であったり、事業継承を見据えた円滑な活動を行える環境を整えるために、専門のアドバイザーによりますサポートを実施していただくというような内容で業務のほうを委託できればと思ってございます。以上です。

議長（石垣正博君） 2番赤間議員。

2番（赤間繁幸君） 今、農業の担い手ということで、そういった方を追加で募集したいということだったんですが、本当にそれはいいことだと思うんですけども、ただ今、地域おこし協力隊の方が2名の方がいらっしゃって、半年ぐらいになるんですか、今業務をされていると思うんですが、実際、何をやっているのかというのがちょっと見えてこないんですね。その辺の発信をもうちょっと町でしっかりとしていただくと、その人たちも地域に溶け込みやすいのかなと思いますので、そういったことをしていただければなと思っております。

それと、サポート業務ということだったんですけども、専門の方に頼むということなんですが、これって基本的には半年分とかになるんですか、80万円というのは、になってくるのかなと思うんですけども、起業を目指すということなんですが、専門の方がやっていらっしゃっていて、実績というか、そういうものはどれぐらいあるのか、ちょっとお伺いします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

1点目、発信ということで、今協力隊としては男性が1名、それから女性が1名ということでいらっしゃいます。それぞれ農業、野菜づくりに従事しながら情報発信していただく男性の方、それから今、えにしホースパークということで、馬を中心としたというところで活動を行なながら情報発信していただいている方ということでいらっしゃいます。

昨年と比較して、昨年から情報発信、何をやっているのかというようなところが指摘されておりましたので、今年度からホームページ、かなり充実のほうさせていただいております。活動の記録ということで、細かにアップするようにということで、職員のほう、しっかりその辺対応

しておりました。それから、SNSの活用といったところでもしっかりとやらせていただいているというようなところでありますので、一度御覧いただければと思ってございます。

それから、サポート業務の件でございますが、こちらについては半年分ということでなってございます。こちらの事業者ということで、正式な決定ということではないんですが、これまでも当町、前の隊員であつたりのサポートということで、いろいろと相談業務であつたりとか、いろいろな支援ということで、宮城県の業務委託を受けて実施していた事業者さんにやっていただければというふうに考えてございます。そういう意味では、かなり県内でも実績としてはあるというような認識を持ってございます。以上でございます。

議長（石垣正博君） よろしいですか。ほかにございませんか。7番鈴木議員。

7番（鈴木恵子君） 21ページ、一番上の縁の郷の施設管理費についてお伺いします。

最小限、水と電気は通っていないと施設としては維持できないのは分かるんですけれども、以前、この縁の郷のボイラーとか何か新しくしたか、修繕したかと思うんですけども、こういった長期に使用されない場合など、施設として不具合を早めに起こすんじゃないかなと思うんですけども、点検などは十分行われているのか、そこを伺いたいです。

あと、26ページの一番下の施設設備品購入費、粕川コミュニティセンター、この施設購入の備品の内容を教えてください。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答え申し上げます。

まず21ページの縁の郷の施設管理に関するご質問でございますけれども、定期的にそのような、ボイラーなど使用していないものについての点検というものは、現実的には行っておりません。ただ一方、実際、今後指定管理者さんが決まった段階で施設を再開するというときには、きちんと施設が動くかどうかというところを、指定管理をしていただく業者さんとも相談しながら点検ということをしていくことになると思われます。以上でございます。

議長（石垣正博君） 次に答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（齋藤正智君） お答えいたします。

26ページの施設設備品購入費についてお答えいたします。

今回計上させていただきました備品につきましては、粕川防災コミュニティセンターのオープン後の利用状況を鑑みて計上させていただいた

ものになっております。

備品の内訳といたしましては、会議室1、2の前に下足箱がないので、そこにシューズボックスを購入したいと考えております。また、掃除用具関連といたしましてモップハンガー、掃除用の用具のロッカー、そのほか傘立て、チェアポート、会議用のプロジェクターなどを購入の予定としております。以上でございます。

議長（石垣正博君） 7番鈴木議員。

7番（鈴木恵子君） なぜ縁の郷の点検というか、見回りは定期的に行われていないのでしょうか。実際、草が生えているのかどうか、施設が傷みやすくなると思うので、これは本当に早急にやっていただきたいんですが、今後のお考えはどうでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答え申し上げます。

草刈り業務とか、そういう施設の周辺に関する維持という形では行っておりまして、ただ大がかりな設備面につきましては、実際に動かしてみなければ分からぬ部分もあるんですけども、そういうしたものについては、現実的にはそこまでは手が回っていない状況です。

ただ、定期、不定期に職員が実際に施設に赴きまして、施設のドアとか窓とかを開けて風を通したりとか、あと虫が入っていたらそれを掃除したりとか、虫がない部分も掃除したりとか、ほかに施設に異常がないかとか、そういうところで、できるところについては自力で今現状やっているところでございます。ただ、大がかりなものについて定期的にというところでは、現状できていないというふうなところになっております。以上でございます。

議長（石垣正博君） よろしいですか。7番鈴木議員。

7番（鈴木恵子君） それでは、コミュニティセンターの件なんですけれども、今無料開放日といって無料開放の日のみ開けているんですよね。それで、有料で利用できるということなんですけれども、有料で利用されている方の状況はいかがなんでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（齋藤正智君） お答えいたします。

一般開放ということで、5月から、大体なんですけれども火曜日、木曜日、あとは土曜日、日曜日も一部開放していたという実績がございます。利用状況につきましては、減免になっている方々もいらっしゃいますので、その方々は、毎週いろいろマージャンをやられたりということ

でやっておりまして、有料での利用につきましては2件ほどございまして、会社の会議だったりとか、あとはNPO法人等の会議で2件ほど使用された実績はございます。以上でございます。

議長（石垣正博君）ほかにございませんか。6番佐々木議員。

6番（佐々木和夫君）まず、15ページの6の企画費の14工事請負費の櫻井邸、540万ほど計上されておるんですが、これ今までどのぐらいの費用をつぎ込んでいるんでしょうかというところをちょっとお伺いしたいと思います。

あと、これは要望になると思いますが、22ページの土木費の工事費、町道補修で2,000万ほど計上されております。町道だけではなくて、やはり県道も随分傷んでいるというところで、多分、前の別な議員の方々も、多分県道のほうをもう少し強く言ってくれということがありましたので、この辺は、もう少し強く進めていただければなと思います。これもちょっと、これは要望になりますね。

あと、23ページの教育費の委託料、映画上映業務21万4,000円ほど計上されております。これは何の映画を上映されるんでしょうか。時期もお伺いしたいかなと思います。

あと最後に、除融雪業務7,500万ほど合計で計上されておると思いますが、これ最初から普通の計上をしたほうがよろしいんではないかと思います。急に雪が降るというのではなくて、最初から一般のほうで計上されたほうがよろしいんではないかと思いますので、その辺よろしくお願ひいたします。

議長（石垣正博君）答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君）お答えいたします。

15ページ、旧櫻井邸の関係でございますが、これまでということで、令和2年に寄附のほうを受けまして、建物であったり敷地の管理ということをしてございます。これまでというところで、草刈りであったりとか、そういった管理、それから鍵の開け閉めであったりとか、見たいという方に対するということになりますけれども、そういった管理という部分については全て職員で対応しております。

今年度からということで、草刈りに、しっかりとといかなくちゃいけないというところもありまして委託という形は取らせていただいておりますが、これまでのかけた経費としては、ほとんど寄附、土地を購入した、その費用のみということで認識のほうしてございます。

議長（石垣正博君）次に答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（遠藤歩未君）お答えします。

22ページの町道補修工事のほうで、県道に対しての要望を行っていたいだきたいというお話だったと思いますが、今年度に入りました、5月末に区長会のほうからも同じお話がありまして、区長会長、副会長をはじめ町長と県の仙台土木のほうに要望活動を行ってまいりました。

そして今年度、1億円をかけて町内の県道の補修工事を行っていただけるというお話をいただきましたが、もしよろしければ、あと議員さんのほうからも、皆さん一緒に要望活動など今後行っていただければなと思いますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

議長（石垣正博君）次に答弁願います。財政課長。

財政課長（菅野直人君）お答えいたします。

除融雪業務で当初予算の計上というお話でございますが、7,500万ほど全体でございまして、できれば当初のほうで、私どものほうも組みたいというところがありますが、やはり財政的なやりくりというのがありますので、確実に使用するというような時期をもって計上ということで、全庁的に9月の計上ということで統一させていただいております。以上です。

議長（石垣正博君）次に答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君）お答えさせていただきます。

23ページ、映画上映業務でございますが、こちらは中学校の生徒を対象に上映するもので、内容的には「ぼくが生きてる、ふたつの世界」といいまして、これは聾啞者の両親の愛情に包まれ、作者の成長をつづった作品でございます。作者については、塩竈市生まれの方でございまして、県内の中学校で撮影されたものになります。上映時期については、12月頃の上映を予定しております。

議長（石垣正博君）6番佐々木議員。

6番（佐々木和夫君）櫻井邸で540万、あとは職員で草刈りをしているということでございましたが、職員で草刈りするのはいかがなものなんでしょうかね。やはり、通常業務もありながら草刈りをして、今年から委託だということもあるんですが、これ何もなく、毎年毎年草刈りも委託費になるということになるんでしょうか。

やはり、ある程度区切りをつけないと、これこそどこまでもいくのかというところで、そのうち今度母屋の屋根が雨漏りしますよね、何しますよね、かにしますよねなんて言っていたら、更地にしたほうが安かつたよねという可能性もあると思いますので、これは時期を決めて、どう

するのかというのをはつきりさせていただければなと思います。

あと、県道についてはできる限り行きたいかなと思いますので、よろしくお願ひしたいかなと思います。

あと、映画については、やはり今後、やはりいろいろな見聞を広めることで、ぜひともいい機会なので、これは定期的に行っていただければなと思いますので、その辺はいかがなものでしょうか。よろしくお願ひします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） 15ページの櫻井邸の関係ということで、草刈り業務であったりといった部分、これまで職員のほうで対応のほうさせていただいておりました。議員さん御指摘のとおりというところで、昨年度、業務を実施している際にちょっと危険なこともあったというところもございまして、職員でといったところでは、やや無理が出てきているなというところで、7年度からは業務委託という形を取らせていただいているというようなところでございます。

それから、今後の櫻井邸の活用といった部分で、時期を決めてというところでございますが、確かにもう令和2年からということなので、もう既に大分年月が過ぎてというようなところがございます。

ただ、寄附契約の際に、その条件というところで、商業施設の用に供することというような契約の内容もございましたので、そういったところも含め、今後どういった活用が本来、今後町にとって有効なのかというところも含めて、今は商業施設ということで民間の企業さんと話をしているというような話も先ほどさせていただきましたが、今後どういった活用をすべきかというところで、櫻井さんとの話し合いも必要かと思いますので、そちらは今後協議していければと思ってございます。

議長（石垣正博君） 次に答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君） お答えいたします。

今回の上映につきましては、中学校対象としました。小学校とも調整しましたところ、小学校では、ちょっと日程調整が厳しくて、中学校のみとなってしまいまして、体育館での上映としております。今後の上映につきましては、検討していきたいと思います。

議長（石垣正博君） 一部訂正がありますので、どうぞ。

まちづくり政策課長（高橋 優君） 先ほどの答弁の中で、すみません、寄附契約の中で商業施設というようなお話のほうをさせていただきましたが、すみません、こちら交流施設の誤りでしたので、すみません、訂正させ

ていただきます。

議長（石垣正博君） よろしいですか。

質問よろしいですか。ほかにございませんか。10番熱海議員。

10番（熱海文義君） まず11ページの19款繰入金の中の基金繰入金の中で、財政調整基金の使用があるんですけれども、この間、議運の中でも聞いたんですけども、議員全員で共有したいと思いますので、財政調整基金の残高、それから公共施設整備基金の残高をお知らせいただきたいと思います。

それから、14ページの一番上の、先ほどから質問がありました総務費の中のテレビ受信料、カーナビの中にテレビがついているタイプで15台ほどあるということだったんですけども、これ、いつからいつまでの分の受信料なのか。これから使用するために予算づけしているのか。例えば10年前からつけていました、その10年前の車から全部拾って受信料を払わなきゃいけないのか、その辺詳しく教えていただきたいと思います。

それから、先ほどからある15ページの旧櫻井邸なんですが、今回、土砂崩れとかということで側溝を入れる話だったんですけども、側溝を入れるのに反対するわけじゃないんですけども、例えば側溝を造った後、また土砂が側溝に落ちる、それから枯れ葉が落ちて水路が詰まってしまう、そういうことのないような作りにしてもらいたいと思うんですけども、その辺の考えをお聞きしたいです。どこでも側溝を造ると、必ず詰まってしまって、その後の管理、今度どっちで、工業的な会社でやるのか、それとも町でまた管理しなきゃいけないのか、その辺もきっと示してもらわないと、先のことを考えたときに心配なので、よろしくお願ひします。

それから、21ページの縁の郷管理費の中の光熱水費、これ110万と上がっているんですけども、これ当初予算で決まっていなかったんでしたっけ。なぜ今の段階で、この光熱水費が上がってきているのか、ちょっと理解できないんですけども、その辺お願いしたいと思います。

それから、こうやっていろいろ経費かけていいっても、ほとんど使用されていない。その状況の中で経費だけがかさんでいく。この辺、これから町長の考えをお聞きしたいと思います。

それから、22ページの先ほど佐々木議員が上げました町道補修工事、いろいろ66か所ぐらい直すということなんですねけれども、町道だけ直して、例えば隣接する県道との境とか、ちょっと不具合が起きてくるんじ

やないのかなと思うんですよね、町道だけよくしたって。今、交通安全期間に入りますよね。それで、説明の中ではみ出し、センターラインをはみ出して事故に遭うケースがうんと多いという説明があったんです。

何でかと、何ではみ出るんだろうとちょっと考えたときに、私もはみ出たことがあるんですけども、道路が悪過ぎて、道路がいいところを走りたくなるわけですよ。そうすると、センターラインのところってがたがたになっていないんですね。そうすると、センターラインを走りたくなるんですよ。そういうのも多少あるのかなと思ったので、先ほど佐々木議員が言ったように、県道も一緒に、町道と直していただきたいなというのがあります。その辺も検討してほしいです。

それから、その下の測量設計業務で、さっき説明の中で、新関から味明川の浚渫工事とかという話が出たと思うんですけども、新関から味明川、羽生、山崎辺りまで、浚渫工事終わったんでねえすかや。終わつたはずですよね。ちょっと説明がおかしかったのかなというような気がしますので、答弁お願いします。

それから24ページで、9款教育費の中で、教材備品の購入費が300万ほどマイナスになっているんですけども、これは小学校費なんすけれども、中学校費の中でも140万ほどマイナスになっているんですけども、その辺の内容をお聞かせください。

それから、26ページの社会教育管理費の中の備品購入費で、防災コミセンの中の備品購入費って、前にもコミセンの備品購入費ってあったと思うんですけども、あったんです。なぜ今になって備品購入費がまた出てきたのか。何で前に提案されたときに、この備品購入費が出てこなかったのか、それがちょっと理解できないんですよね。じゃあ、これからもまだ備品購入費って出てくる可能性はあるんですか。その辺もお聞かせ願いたいと思います。以上です。

議長（石垣正博君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

基金の繰入金のお話でございますが、今回9月補正を御可決いただいた後の年度末の見込額ということになりますが、財政調整基金で2億2,535万7,000円です。それから、公共施設整備基金で6億5,892万円となります。以上です。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 14ページのテレビ受信料のことでございますが、15台の内訳をということでございますが、一番古いのは平成22年2月購入の

車でございます。それから、6年の11月まで15台ございますが、22年の2月分から受信料がかかるものでございまして、そのものが23万3,000円ほど1台分、一番古いのがかかりますし、今までの遡及する部分と、あと今年度分の合わせての今回の予算の計上となっておるものでございます。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

15ページ、旧櫻井邸の排水施設の整備工事の関係でございますが、こちら、議員のほうから御指摘がありました排水路が詰まらないようにということでの施工ということで、今回入っている内容につきましては、法面にある木の伐採、全部じゃないですけれども、支障のある木の伐採、それから法面の整形というところも含めて地域整備課とも協議しながら、しっかりと工事のある程度の方針としては固まっているところで、そのことを踏まえて、今後設計のほうもしっかりとしていくべきだと思ってございます。

議長（石垣正博君） 次に答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） 縁の郷の光熱水費についてお答え申し上げます。

縁の郷の施設部分、高圧電力を使っておりまして、なかなか電気料も高額になります。そのことから、また使用料につきましても使用者さんがいるかいないかというところで、やっぱり大きく左右されるというところもありましたので、電気料につきまして、まずは上半期分、6か月分ということで当初予算を計上させていただきまして、そして、その後の状況に応じて下半期分について電気料については計上させていただくということにさせていただきました。そのほか、水道代とかガス代につきましては1年間分ということで計上させていただいております。以上でございます。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 縁の郷の使用方法ということですか、今後の考え方。

昨年の9月いっぱいで、指定管理であります企業さんが経営不振ということで、それから休業ということで、約1年になるわけなんですが、やはり昨年の、そして4月にテレワークというか、7年度からテレワーク事業ということで議会でもお認めいただいて、テレワーク事業の施設改修というか整備もしたわけなんですが、それも全然活用されていない状況にあります。

そういうことを考えながら、今までの公社で指定管理を行った時代、

そして新たに民間に委託してもうまくいかなかつたと。むしろ、公社でやっていたほうが健全的だったのかなと思います、結果的には。テレワーク事業について、まるっきり活用されていないことなので、せっかく整備したものがありますので、そういう施設を活用していただける、もし企業さんがあれば、具体的に提案いただきながら進めていくことになるんだと思いますし、例えば農園のほうもありますので、宿泊施設やら食堂やらということで、範囲が結構広いということで、果たして1つの事業主さんで可能なのかなど。いわゆる偏った事業しか経験されていない企業さんに指定管理をお願いすると、やはりちょっと問題があるのかなと思っていますので、今までの、実際いろいろな、町に働きかけがあるようですが、そういう実績がある会社、今までそういう施設の管理運営を行って実績のある会社、あるいは全国的な組織的な企業さんが、各種の事業の中の1部門として効果的な事業を行えるという方向性があるような企業者さん、いわゆる知名度があるというか、宮城県のみならず東北あるいは全国的な展開をしている企業者さん、要するに資本力もある、事業の範囲も広く行っているという、そういう実績のある企業者さんとお話を進めながら、具体的な指定管理の在り方、できれば町で指定管理料のかからない形でお願いできればと思っております。

そういう企業さんともこれからお話をしながら、直接私個人、あるいは町担当と共にそういう企業さんを訪問兼ねながら、お話をしながら、町の考えを示しながら、理解を得て、当然議会の皆さんとの理解を得て、あるいは町民の皆さんの理解を得て進めていくものだと思いますので、そういうた、これまでの反省を踏まえながら、なるべく失敗のないような形での企業者さんで町の負担のかからない企業者さんに指定管理をお願いして、町の、そして活性化に1つでも2つでもつながっていく企業さんというか、事業にしていきたいと考えておりますので、もし御意見がありましたら、皆さんからも御提案いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（石垣正博君） 続いて地域整備課長、お願ひします。

地域整備課長（遠藤歩未君） お答えします。

22ページの町道補修工事のほうから御回答させていただければと思います。

県道について、路面の状態が悪いというお話を先ほどからいただいておりますが、町のほうにも、やっぱり苦情などが来たり、あとパトロー

ルの際に、やっぱり先ほどお話があったようなセンターラインをはみ出して、ちょっと危ないようなこととかもありまして認識はしております。

先ほど、県と一緒に町と県道も一緒に直してほしいというお話をしたので、県と協議しながら一緒に修繕のほうを行っていければと考えております。

続いて、2点目の測量設計業務の味明川の件ですが、先ほど味明川ってどの辺りかなということで御説明しまして、今回味明川で堆積が確認されていますのは、川内の桂蔵寺付近から流れている場所について、ちょっと堆積があるということで、そちらの浚渫は行いたいなと考えております。以上です。

議長（石垣正博君） 次に答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君） お答えいたします。

24ページ、25ページの備品購入費になりますが、こちらにつきましては、6月の議会で追加提案、御可決いただいたタブレット端末の契約に関するものになりますて、契約締結しましたので、その分、請差の分を減額させていただいているものでございます。

議長（石垣正博君） 次に答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（齋藤正智君） お答えいたします。

26ページの施設備品購入費についてでございます。

備品購入したのに、また購入するのかということでございますけれども、4月に施設がオープンし、社会教育課のほうで管理運営をさせていただいております。また、5月からは一般開放ということで、ニュースポーツの体験、または図書の利用、またはパブリックドメインの映画鑑賞、文化財の展示などを実施しながら利用の促進のほうに取り組んでまいりました。これまでいろいろなことを試みた中での備品購入ということでございますので、御理解のほうをお願いしたいと思います。

また、今後も備品を購入するのか、可能性はあるのかということでございますけれども、各社会施設におきまして備品のほうございますので、まずこれまで代替とか流用とかということでやってきたんですけれども、まずは代替とか流用とかができるのであれば、そのようなことをして、どうしても必要なければ必要な備品を今後も検討したいというふうに考えております。以上です。

議長（石垣正博君） ここで10分間休憩といたします。

---

午 前	11時08分	休 憇
午 前	11時18分	開 議

---

議長（石垣正博君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。10番熱海議員。

10番（熱海文義君） 14ページのカーナビの件なんですけれども、先ほど課長のほうから説明があった中で、これまでの使用料まで取られるという、じゃあ今までNHK何やってたのって。一番古いので平成22年からこれまでの分を支払いするって、もう10年以上たっているわけですよね。それまで何してたのってNHK。それを何で、今になって何で支払いしなきゃないのって、私はうんと不思議に思うんです。

これまで仕方がない、これからは支払ってくださいよと言うんだったら分かるけれども、平成22年度だと、もう廃車になっている車があるんです。そんな車、どうするんですか。これから使用がない車、それまで支払わなきゃないの。俺はうんとおかしいと思うの。この辺はNHKに言ったほうがいいんじゃないのかなと思うんですけども。私なら、おかしいじゃないの、もう最初から、カーナビつける時点で、テレビつけたら最初からNHK料払ってくださいよって言うんだったら分かりますよ。何で今なのって。俺はうんとおかしいと思う。

ここは総務課長、ちょっと言ってもらって、どこの町でも多分みんな変だと思っているよ。県さ言うなり、どこかさ言って、もう強い圧力でNHKに言ったほうがいいと思います。俺は、こんなやり方はちょっと納得できない。町に言っているわけじゃなくて、NHKに文句を言っているわけで、納得できない。これからの方に関して、総務課長はどう考えているのか。さっき言ったようなアンテナを外して、全部外して支払いを止めるということの考え方いいのか。

例えば、仕事しながらテレビ見る人っていないですね、役場の車に関してはだよ。個人的なものに関しては仕方ないと思うんだけども、役場の車さテレビ必要ないと思うんだけども、その辺、15台中全部外すのかどうか、その辺もお願いしたいと思います。

26ページの防災コミセンの備品購入費の中で、いろいろ地区なり使用している方々から言わせると、自販機が必要なんじゃないかというような意見が出ているんですけども、その辺はどのように考えるのか、お聞かせください。以上です。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 公用車のテレビの受信料についてお答えいたします。

私もですが、実際、今回調査が依頼していました、毎年NHKからテレビの設置状況についての調査がございました。それでもう私というか

町としては、役場庁舎、町長室、あと議会にもあると思いますが、それなりのこととて、今まで町としては報告をしていたところでございますが、今回改めてN H K のほうから、公用車にカーナビが設置されているかも含めた中での状況調査を確認をさせられました。

それで、本町において担当職員、あとそれぞれ車を確認したところ、先ほど言った15台があったということでございます。それからN H Kとのやりとりは何度もしました。いや、これおかしいだろうと。私も納得いかない。私が電話をしたわけではないですが、担当のほうからN H K のほうには何度もお話しして、どういうことなんですか。全国的に、1,700団体のうち、実際多分払っている団体もあると思いますが、いや、おかしいんじゃないですかと、何で今になって、ここまで詳細にやるのという話もしました。それはあと改めて御連絡をいたしますということだったんですが、その後も、実際、町のほうとすれば15台がございましたので、それで今回予算計上をさせていただいているものでございます。

それで、7月に実施されました全国知事会の中でも、その議論がされてございまして、今後、全国知事会においても、それを提言したいというようなことでのお話をされたような新聞記事がございましたので、本町としても、それを踏まえて、払う分は払わなきゃないと思いますし、あと今後どのように対応するかということを、先ほど質疑の中でもお話しさせていただきましたが、カーナビ専用のものでいいのかということで、実際、職員が公用車に乗って実際運転しながらテレビを見るわけではございませんので、必要かどうかという確認も、実際、うちの専属のドライバーがおりますので、確認したところ、テレビは見ませんというようなことでございましたので、ということは、もうテレビの受信は何も必要な部分はないというふうに判断するわけでございますので、今後、カーナビ、ナビ専用のアンテナで可能かどうか、そのように変えて、N H K は受信はされなくなるわけですから、受信料多分払わなくてもよろしいかと思うんですが、その辺についてもN H K のほうにも確認はさせていただきますので、その後、ナビ専用のアンテナ設置になりますと、また予算部分が必要になってきますので、それは、その際また改めて議会のほうに提案させていただければというふうに考えてございます。以上でございます。

議長（石垣正博君） 続いて答弁願います。社会教育課長。

社会教育課長（齋藤正智君） お答えいたします。

防災コミセンへの自販機の設置についてということでの御質問でござ

いました。

柏川防災コミュニティセンターの利用促進に当たりましては、地域の行政区長さんなんかともいろいろ打合せをさせていただいておりまして、やはり自販機についても必要だということでお話をいただいているところでございます。それが4月の末ぐらいだったと思うんですけども、そのときに、私たちのほうでもちょっと動いておりまして、まずは設置するに当たって募金のある自販機の設置だったりとかということで、いろいろB&Gの財団だったり、いろいろ聞いたところでございました。

また、そのほかにもいろいろ何社かありますので、いろいろ聞いてはいたんですけども、月のノルマが最低500本ないと、今自販機を置けないんだというような回答をいただいていると、そこでちょっと今、500本売れるのか、売れないのかちょっと分からぬんですけども、そこを担保できないと置けませんよというような回答をいただいている状況で話が止まっているというような状況でございます。以上です。

議長（石垣正博君） 10番熱海議員。

10番（熱海文義君） 14ページのこのカーナビに関して、今課長から説明があった中で、こまいことになって、私専門の領域になってくるんですけども、車種によって、カーナビだけのアンテナがついていて、別のテレビのアンテナがついているタイプと、テレビのアンテナの中にカーナビのアンテナが入っている、両方入っているタイプと2種類あるので、それは電装屋さんのほうで確認を取らないと分からないと思うんです。

カーナビに入っているタイプですと、テレビアンテナとカーナビが一緒になっているタイプは、カーナビのアンテナを新しくつけなきゃいけない。入っていないタイプは、テレビのアンテナを外すだけでいいということになっていますので、その辺は電装屋さんときちっと車を持っていって確認してもらうのが一番いいのかなというように思ってございます。

それから、今回調査がNHKから来たということなんですねけども、個人のでは、家にテレビのアンテナがある場合はカーナビは免除されるんですね。家にテレビがなくてカーナビだけテレビがついている人は料金が発生するということなんですねけども、どうやって調べるのかねって、NHKで。そこから不思議なんですね。どうやって調べるんだろう。この辺、確認取ってほしいと思うんですけども。

例えば今、調査が入ったから町ではこういう15台ありますよと報告したんですけども、じゃあ例えばだよ、うそを言つては駄目なんだけれども、例えば、うちはないですよと申告したら払わなくたっていいのか

という話になると思うんですよ、うそを言えばだよ。じゃあ、そいつを確認しに来るんですかということですよ、NHKで、一々。この1,700自治体の中で全部点検して歩くのって、俺絶対無理だと思うんです。

だから、そういうところも、こっちは真面目に調査表に書いて15台ありますよって言うけれども、ある町では、もう20年以上使っているところもあって、その分まで支払いしなきやないって、そんなこと許されるのかなってうんと不思議に思うので、先ほど言ったとおり、課長のほうから何とかその辺はNHKに言ってもらえば。NHKもうんと言わないから、やっぱり知事さんあたりに言っていただいて、知事会でちゃんとまとめて出してもらうようにお願いをしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。（「要望、要望」の声あり）15台、テレビ要らなければ外すということでいいんですよね、アンテナを外すということで。

よろしくお願ひします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 貴重な御意見ありがとうございます。

専門分野ということで、本当にいろいろアドバイスをいただきありがとうございます。

それで、今後、NHKのほうを、テレビの受信ができないように町としてはしたいと思っています。ただし、今熱海議員がおっしゃられたとおり、アンテナ、物によっては可能もあればそうじゃない部分があると思いますので、その辺はしっかり確認した中で対応させていただければというふうに思ってございます。

今後とも、いろいろなアドバイスをよろしくお願ひします。

議長（石垣正博君） ここで、先ほどの6番佐々木議員の答弁で、ちょっとまちづくり課長のほうからお話をございますので、よろしくお願ひします。

まちづくり政策課長（高橋 優君） すみません、先ほどの旧櫻井家住宅の関係で、寄附契約の中で用途の指定ということで交流施設ということでお話をさせていただきましたが、工業施設ということで聞き取られたということで御指摘がありましたので、すみません、修正させていただきます。

議長（石垣正博君） よろしいですか。よろしいですか。交流施設です。ほかにございませんか。5番赤間議員。

5番（赤間則幸君） 先ほど金須議員もちょっとお聞きしたんですが、21ページの物産館の需用費で29万9,000円、おもちゃ購入ということでお話があつたんですが、2階の今まで何も使っていない状況で、どのようにし

たらうまく使っていけるかということで何回も質問とかしておりました。ということは、私もたまに行って見ていたんですが、ちょっとしたおもちゃは何かあるみたいなんですけれども、それにさらに今度、この30万をかけておもちゃを足していくというような考えだと思うんですが、ということは、その2階の使い方として、これから屋内遊戯場といいますか、子供たちの、その方向で町としては活用していくというようなお考えでよろしいんでしょうか。その辺ちょっとお聞きしたかったので、お願ひいたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答え申し上げます。

まず初めに、今あるおもちゃに足すのかという御質問につきましては、今あるおもちゃは、それはそれとして引き続き使用しまして、プラスで15点から20点ほどと見込んでおりますけれども、新しいおもちゃを買っていきたいなと思っております。

今あるおもちゃは、本当に小さい小型のおもちゃが大変多いんですけども、今回小型のおもちゃもありますが、それに本当にそんなに大きくない、持ち運びできるようなソフト性のブロックとかジャングルジムみたいなものも置いて、またあと恐らく和室のほうを引き続き活用させていただくと思うんですけども、転倒しても痛くないようなジョイントマットのようなものもつけて、手作り感はあるんですけども、遊び場として活用していければなというふうに考えております。

その次の御質問として、2階はそのまま屋内遊戯施設になるのかということでございますけれども、提案理由の説明の中でも財政課長のほうから説明もあったと思うんですけども、試行的にというところで今回考えております。

試行的にというのはどういうことかと申し上げますと、2階をそういう子供たちが遊べる場というふうなことで、今まで以上に拡充することによって、子供さんたちであるとか、お子様連れの子育て世代の方々が、より2階に足を運んでいただける機会というのが増えるであろうというふうに思っています。

我々仮説として立てておりますのは、2階でそういった方々が増えることによって、道の駅とか、あとその周辺にも、あわよくば効果というものが波及するのではないか。もちろん、道の駅の売上げとか来客数というものにもプラスの影響が出るのではないかというふうな仮説を持っております。こちらのほうの仮説をきちんと検証するというような意味

合いで、その効果を見ていきたいなというふうに思っております。

そういうところでは、まず小さく始めるというようなところを先ほど金須議員からの御質問に対しても答えたところだったんですけれども、まずは大がかりなものではなくて、やれることからやって、町長がよくおっしゃっていますけれども、身の丈に合ったところというところで、まず始めてみると、そういうところでどのような効果が得られるのかということを実証実験としてはかってみて、それで本当に、もしプラス以上の効果があれば、2階も遊戯施設の選択肢にはなってくると思いますけれども、そのためには乗り越えなければならないハードルというのも幾つかあると思います。

したがいまして、どこで大がかりな子供の遊び場というものを、遊戯施設というものをやっていけるかというものは、まだ今の段階では確定しておりません。今回の試行的な取組をベースにしまして、どこでどういったことをやるのが一番効果が上がるかということを考える土台にしていきたいなというふうに思っております。

もちろん、今回のおもちゃを置くということが非常に効果があるということがあつて、たとえ仮に2階が遊戯施設にならなかつたと、道の駅の2階が遊戯施設にならなかつたとしても、一定の効果があつたということで、引き続き子供さんが遊んでいけるような場というものは、もし、いろいろな御意見を聞きながらになっていきますけれども、公社さんであるとか、お客様とかの御意見も聞きながらでありますけれども、おもちゃというのは置き続けるということも選択肢になっていくのかなと思っております。以上でございます。

議長（石垣正博君） よろしいですか。5番赤間議員。

5番（赤間則幸君） 今の説明で、それなりにおもちゃを通して交流、子供たちの交流、子供たちが来れば親も来る、それで人が集まつてくる。そうすれば、道の駅での販売とか、そういう促進にもつながつてくるということで、こういうのを提案されたと思うんですが、やはり、ここ2年間ずっと見ていますが、和室とあとデッキ分ですか、手前の分の黒板とか椅子を並べて、あとはマットとかを置いているところがありますね、昔の焼肉の食べるところか何かがあった、レストランがあったところですね、端のほうですね。

ただ、やっぱりそういうものに使うのであれば、せつかくなので、和室の奥のほうですか、今結構荷物が入っていますよね、まだ。そういうところも、もう思い切つて全部きれいにして、すっかり広くした段階で

いろいろ見て、何か検討していったほうが私はいいんじゃないかなと思うんです。

結局、和室だけとその分しか使えない状況で、せっかくその奥にもあるので、そこの何ていうか椅子とかテーブルとか結構ありますから、あとこっちの廊下みたいなところがあるんですけども、そこにも結構まだ詰まっているのはあるんです。

だから、そういうのをもう、多分そのままにしておくんであれば、ずっとそのままだと思うんですよ。どこのうちでも一緒なんですが、案外、まだ使いましょうと思って倉庫に入れておけば、もう何十年とそのままになって、最終的にはもう捨てなくなりとなってしまうので、せっかく町で買ったものなんですけれども、いつまでもそこに入れておくよりは、思い切って処分するなら処分して、そして、あそこを全体的に広いスペースとして見て、そしていろいろ、もう少しいろいろな、子供たちなら子供たちでもいいんですが、集まるスペースというか、交遊、交流の場、屋内施設みたいな方向で私は進んでもらいたいと思います。いかがですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） 御提案どうもありがとうございます。

まず今回、小さく行ってみたいというところは申し上げたとおりでございましたけれども、今回の試行的な取組というものの結果を踏まえまして、奥のほうの和室のスペースというものをどうするか、そして手前側の平均台であるとか跳び箱が置いてあるところというところもどうしていくかということは、十分考えていく検討のベースになってくるのかなというふうに考えております。

もちろん、2階全体をどのように活用していくかというところ、今ある設備品などをどういうふうに配置していくか、撤去も含めてやっていくかというふうなことにつきましては、いろいろな方の御意見というものを踏まえて考えていかなければならぬものでございますので、今回計上した補正予算をお認めいただいたら、その後、実際におもちゃを置いてみて、できれば利用者さんの声なども集めるなどして、まず2階の在り方というものを考えてまいりたいなというふうに思っております。

その中で、繰り返しになってしまふんですけども、今ある手前側のスペースであるとか、和室の奥のスペースであるとかというところも併せて考えていくべきなというふうに考えております。以上でございます。

議長（石垣正博君） よろしいですか。ほかにございませんか。11番高橋議員。

11番（高橋重信君） 15ページの櫻井邸の件についてなんですが、要は、西側の住民の方からの要望で排水側溝あるいは竹や立ち木の撤去を最低限度整備するということなんですが、これはどこからどこまで行うのかなと。例えば県道から北側までずっと隣接したところをやるのか、あるいは立ち木の木関係もどこまでやるのか。

要は、その住民の方にいろいろ役場としては話を聞いてきたと思うんですが、櫻井さんが元気なときはいろいろ整備されていたので、法面のちょっとしたところを除草剤で、近隣の方はいろいろやっていたと。それが、町所有になることによって、整備がされないことによって、要は集中的に雨が降ったとき、50メーターぐらい西側のほうに側溝がありまして、そこまで大分行った枯れ葉関係が詰まってしまったと。

だから、その辺もしっかりと、どこからどこまでどういう大きさの側溝にするとか、その辺も考えて、集中的に大雨が来るという、今そういう状況になっておりますので、その辺をよく加味して、クレームのないような、再度要望につながらないようにしていただきたいと思いますので、この辺の認識だけちょっと聞かせていただきたいと思います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

先ほど熱海議員からも御指摘のほういただきました。単に側溝を整備するだけではなくて、その後の管理という部分について、それから、何らか隣接の土地に対する影響というところもしっかりと考慮した中で、工事の設計というのは内部でも検討して、しっかりと対応していかなければと思ってございます。以上です。

範囲ということでございますが、すみません、そちらは西側ですね、県道から北の住宅というか造成した住宅地がございますが、そちらのところ全てということになります。ただ、奥行きの木の切る部分というところは、最低限というところで、排水に影響のない範囲で伐採のほうができるかと思ってございます。

議長（石垣正博君） 11番高橋議員。

11番（高橋重信君） その辺は分かりました。

あと何人かいろいろ説明があったんですが、櫻井邸、今後もそこにずっとあの状態であるとなれば、いろいろな形で整備していくかなきやいけないと、役場職員じゃなく違う手でやるとか、いろいろな考えを持っていると思うんですが、要は、櫻井邸、先ほども質問がありましたが、こ

れ本当にこのまま所有していいのかどうか、この辺も、解体であればそんなにかかるものでもないのかなと。この辺の検討も、先ほどするということだったので、この辺もなお考えて、早急にいただきたいと思います。以上で終わります。

議長（石垣正博君） 質問ですか。いいですか。ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（石垣正博君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

議長（石垣正博君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第43号 令和7年度大郷町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石垣正博君） 起立全員でございます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第44号 令和7年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議長（石垣正博君） 次に、日程第6 議案第44号 令和7年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。ございませんか。10番熱海議員。

10番（熱海文義君） 41ページと42ページなんですが、41ページでは、168万3,000円が補正で財政調整基金から入金、42ページでは、基金積立金として3,000万、これはどういうことなのか詳しく教えてほしいんです。この3,000万ってどういう内容なのか。例えば国保だけに特化して財調に入れるとか何かあるのかなと思うので、その辺の考え方をお聞かせください。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） 6年度決算からの繰越金によりまして、歳入のほうが大変過剰となりましたために、財政調整基金の積立金として新たな科目を設けて3,000万を別個積み立てておくというものにしたものでござ

います。

議長（石垣正博君） 10番熱海議員。

10番（熱海文義君） この3,000万を別個で積立てておくというのは、今回から初めてのことなんですかね。この積立てして、最終的には何を目指して積み立てていくのか。たしか国保だって一般会計から繰入れしてやりくりしている中で、積立てする余裕もあるのかなと思ったんですけども、その辺はいかがなんでしょう。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。

6年度の決算のほうで、先ほど申しましたとおりに、予想よりも大きな、歳入のほうが過剰になってしまったということで、それを本来であれば基金積立金のほうにもっと余計に入れておけばよかったですけれども、通常どおり2分の1を繰越金としてしまったために、歳入が過剰になってしまったんですね。それを回避するために積立金という項目を新たに今回設けて置いておくということでございます。

何かに向けて積立金を増やしていくとか、そういう性質のものではなく、今回に限り限定的なものというふうに考えてございます。

議長（石垣正博君） よろしいですか。ほかにございますか。3番鎌田議員。

3番（鎌田暁史君） 今、熱海議員からも質問があった基金積立金なんですけれども、42ページ、12日の説明ですと、県から想定外の補助金を受けたというお話をございました。この想定外の補助金について、詳しく説明をお願いいたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） 県のほうから、補助金といたしまして4月14日、そちらに4,481万7,000円、これが特別調整交付金として交付がなされました。ただ、震災に係る交付金の精算分だというような話は聞き及んでございますが、算出の根拠は特に示されておりません。その4,400万、予定外に入ってきたものですから、先ほど熱海議員に答弁したとおり、歳入のほうが過剰になってしまって、今回3,000万を積み立てておいて、最終的には財政調整基金のほうに入れるという計画でございます。

議長（石垣正博君） 3番鎌田議員。

3番（鎌田暁史君） 確認なんですけれども、この財政調整基金というのは国保の財調という認識で合っていますでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） はい。国保会計の財政調整基金でございます。

議長（石垣正博君） 3番鎌田議員。

3番（鎌田暁史君） それで、今回3,000万円を積み立てることになるのですが、その結果、国保の財政調整基金の残高は幾らになるのか、説明をお願いいたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） 今回の積立金3,000万円をプラスしますと、約2億円になると思います。

議長（石垣正博君） よろしいですか。ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（石垣正博君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

議長（石垣正博君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第44号 令和7年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石垣正博君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第7 議案第45号 令和7年度大郷町介護保険特別会計補正予算  
(第2号)

議長（石垣正博君） 次に、日程第7、議案第45号 令和7年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（石垣正博君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。  
これより討論に入ります。ございませんか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

議長（石垣正博君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第45号 令和7年度大郷町介護保険特別会計補正予算

(第2号)を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長(石垣正博君) 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第8 議案第46号 令和7年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議長(石垣正博君) 次に、日程第8、議案第46号 令和7年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(石垣正博君) ないようすで、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

議長(石垣正博君) 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第46号 令和7年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長(石垣正博君) 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第9 議案第47号 令和7年度大郷町水道事業会計補正予算(第2号)

議長(石垣正博君) 次に、日程第9、議案第47号 令和7年度大郷町水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(石垣正博君) ないようすで、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

議長（石垣正博君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第47号 令和7年度大郷町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石垣正博君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第48号 令和7年度大郷町下水道事業会計補正予算 (第1号)

議長（石垣正博君） 次に、日程第10、議案第48号 令和7年度大郷町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。ございませんか。10番熱海議員。

10番（熱海文義君） 66ページの債務負担行為のこの2万4,000円という、なぜ債務負担になるのか。2万4,000円だけ債務負担って、ちょっとどういう内容なのか詳しく教えてください。

議長（石垣正博君） 答弁願います。上下水道課長。

上下水道課長（赤間良悦君） お答えいたします。

今回、債務負担行為を取りましたのは、令和6年3月に実施した水洗便所の改造資金についての利子補給となっております。今回、金融機関のほうから利子補給の内容、書類手続が完了したということで通知がございまして、追加で債務負担行為を取ったものでございます。こちらにつきましては、令和7年度から10年度までの期間、その借りました資金の部分についてのみ助成するものでございます。以上です。

議長（石垣正博君） よろしいですか。10番熱海議員。

10番（熱海文義君） 今の説明でちょっと理解できないんだけれども、債務負担行為しなきゃないのでですか、金融機関とのやりとりで、どうしても。その辺がちょっと分からんんですけれども。

議長（石垣正博君） 答弁願います。上下水道課長。

上下水道課長（赤間良悦君） お答えします。

こちらは期間が令和7年度から10年度までとなっておりまして、今回、書類手続が済んだということで、額も確定しているということで、この期間、債務負担行為を取って支払いをするという形で手続をしたものでございます。

議長（石垣正博君） よろしいですか。ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（石垣正博君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

議長（石垣正博君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第48号 令和7年度大郷町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石垣正博君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

それでは、ここで昼食のため休憩といたします。

再開は午後1時15分といたします。

午 前 1時58分 休 憩

午 後 1時15分 開 議

議長（石垣正博君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第11 認定第1号 令和6年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第2号 令和6年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第3号 令和6年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第4号 令和6年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第5号 令和6年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第6号 令和6年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

日程第17 認定第7号 令和6年度大郷町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議長（石垣正博君） 日程第11、認定第1号 令和6年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第12、認定第2号 令和6年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第13、認定第3号 令和6年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第14、認定第4号 令和6年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、認定第5号 令和6年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第6号 令和6年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、日程第17、認定第7号 令和6年度大郷町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、認定第1号から認定第5号について説明を求めます。会計管理者兼会計課長。

何かマイクの調子が悪いようなので、自席に戻って説明をお願いいたします。

会計管理者兼会計課長（伊藤義継君） それでは、よろしくお願ひいたします。

それでは、認定第1号から認定第5号までの提案理由を御説明申し上げます。

始めに、各種会計決算の概略について御説明申し上げます。

決算書1ページ、令和6年度大郷町各種会計決算額総括表を御覧いただきたいと思います。

なお数値につきましては、1,000円単位で御説明させていただきます。

歳入につきましては、C欄の収入済額、予算対比、歳出につきましてはE欄の支出済額、予算対比の順に御説明させていただきます。

まず、一般会計です。

歳入は69億2,047万4,000円、97.28%、前年度比6,734万2,000円の減となっております。

歳出は64億2,570万2,000円、90.33%、前年度比8,469万円の増となっております。

次に、国民健康保険特別会計です。

歳入は10億2,129万8,000円、102.66%、前年度比5,565万円の増となつ

ております。

歳出は9億5,529万7,000円、96.03%、前年度比52万5,000円の増となっております。

次に、介護保険特別会計です。

歳入は11億6,450万4,000円、100.22%、前年度比1,045万4,000円の増となっております。

歳出は11億5,698万2,000円、99.57%、前年度比3,387万8,000円の増となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計です。

歳入は1億893万4,000円、99.89%、前年度比1,262万8,000円の増となっております。

歳出は1億834万5,000円、99.35%、前年度比1,284万円の増となっております。

次に、宅地分譲事業特別会計です。

歳入は2,288万5,000円、100%、前年度比561万2,000円の減となっております。

歳出は2,288万3,000円、99.99%、前年度比561万3,000円の減となっております。

それでは、認定第1号について御説明申し上げます。

決算書3ページを御覧願います。

認定第1号 令和6年度大郷町一般会計歳入歳出決算の認定について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和  
6年度大郷町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会  
の認定に付する。

令和7年9月12日 提出

大郷町長 石川 良彦

決算内容について御説明申し上げます。

初めに歳入です。

5ページの収入済額の欄を御覧願います。

1款町税15億1,026万9,000円です。

固定資産税が3,213万4,000円、町民税が1,199万円減ったことなどによ  
り、全体では前年度に比べて5,067万円の減となりました。

不納欠損額は111万8,000円、収入未済額は前年度比352万8,000円増の  
3,765万7,000円となりました。

2款地方譲与税4,940万8,000円は、前年度比2.1%の増です。

3 款利子割交付金23万7,000円は、前年度比35.4%の増です。

4 款配当割交付金405万6,000円は、前年度比51.5%の増です。

5 款株式等譲渡所得割交付金541万2,000円は、前年度比75.0%の増です。

6 款法人事業税交付金2,322万9,000円は、前年度比10.9%の増です。

7 款地方消費税交付金 2億1,050万6,000円は、前年度比6.2%の増です。

8 款ゴルフ場利用税交付金6,900万4,000円は、前年度比5.3%の増です。

9 款環境性能割交付金643万5,000円は、前年度比17.7%の増です。

10款地方特例交付金4,341万5,000円は、前年度比209.2%の増です。

1 項の地方特例交付金において、定額減税に係る特例分が交付されたため、前年度比で3,092万6,000円増の3,875万6,000円となっております。

11款地方交付税17億187万1,000円は、前年度比16.3%の増です。

特別交付税と震災復興特別交付税が減額となったものの、子ども・子育て関連経費や人件費、公債費の増などにより普通交付税が2億4,391万3,000円の増となり、地方交付税全体では2億3,871万8,000円の増となりました。

次のページです。

12款交通安全対策特別交付金67万6,000円は、前年度比15.8%の増です。

13款分担金及び負担金758万4,000円は、前年度比28.5%の減となっております。

減額の主な要因は、災害復旧事業費の分担金や緊急自然災害防止対策事業分担金、児童クラブ保育料の減となります。

14款使用料及び手数料8,150万1,000円は、前年度比0.3%の減です。

減額の主な要因は、住民バス乗車料や戸籍謄本等の交付手数料の減となります。なお、収入未済額は中央公民館使用料です。

15款国庫支出金 9億9,259万3,000円は、前年度比0.6%の減です。

主なものは、児童手当交付金、障害福祉サービス費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金、社会資本整備総合補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、デジタル基盤改革支援補助金、デジタル田園都市国家構想交付金などとなります。なお、収入未済額は、令和7年度への繰越事業に係るものでございます。

16款県支出金 3億102万7,000円は、前年度比4.8%の増です。

増額の主な要因は、障害福祉サービス費負担金や子ども・子育て支援

交付金、衆議院議員選挙執行経費などの増となります。

17款財産収入5,734万1,000円は、前年度比3.5%の減です。

減額の主な要因は、土地売払い収入などの減となります。

18款寄附金 1億6,082万5,000円は、前年度比16.0%の増です。

ふるさと応援寄附金が前年度から3,036万6,000円増えたことによるものでございます。

19款繰入金 6億4,366万1,000円は、前年度比6.9%の増です。

特別会計からの繰入金減のほか各種基金からの繰入金では、財政調整基金からの繰入れが減りましたが、公共施設整備基金や減債基金、企業版ふるさと納税基金からの繰入れが増えたことで全体では増額となりました。

20款繰越金 2億680万4,000円は、前年度比40.5%の減です。

繰越明許分及び事故繰越分を含めた前年度の繰越金となります。

21款諸収入 1億7,432万5,000円は、前年度比16.0%の増です。

雑入の後期高齢者医療療養給付費の返還金や海洋センター修繕助成金などにより増額となりました。収入未済額は、奨学資金貸付金、災害援護資金貸付金のほか、雑入の縁の郷に係る返還金になります。

次のページです。

22款町債 6億7,029万1,000円は、前年度比27.8%の減です。

土木債が増えましたが、教育債や総務債、災害復旧債の減が主な要因となります。なお、収入未済額は令和7年度への繰越事業に係るものでございます。

以上、収入済額の合計は、69億2,047万4,591円となりました。

11ページを御覧ください。

次に歳出でございます。

支出済額欄を御覧いただきたいと思います。

1款議会費、8,829万7,000円は、前年度比1.0%の減です。

2款総務費 15億7,563万5,000円は、前年度比22.5%の増です。

増額の主なものは、減債基金積立て、庁舎建設基金積立て、中粕川の測量設計業務、定額減税補足給付金などでございます。なお、翌年度繰越額は、中粕川地区造成設計事業と住民投票経費となります。

3款民生費 12億9,761万8,000円は、前年度比4.9%の減です。

児童手当が増えましたが、価格高騰対策の給付金が減ったことなどから減額となっております。

4款衛生費 4億3,190万2,000円は、前年度比0.1%の増です。

予防接種業務委託料や戸別合併処理浄化槽の特別会計への操出金が減額となりましたが、ごみ収集業務委託料や黒川地域行政事務組合のごみ焼却処理負担金、水道事業会計補助金の増などにより、ほぼ前年度同額となっております。

5款農林水産業費3億1,465万8,000円は、前年度比5.3%の増です。

農業集落排水事業特別会計への操出金が減額となりましたが、農業振興地域整備計画更新業務や森林経営管理意向調査業務などの委託料のほか農村地域防災・減災事業負担金、縁の郷施設管理費などが増えたことから増額となったものでございます。

6款商工費4,167万5,000円は、前年度比75.5%の減となります。

5年度に実施しました価格高騰対策などによる町民全員への商品券発行事業のほか、観光事業計画策定業務などの委託事業の完了などにより減額となりました。翌年度繰越額は、商品券発行事業によるものでございます。

7款土木費14億901万9,000円は、前年度比47.5%の増です。

下水道事業特別会計操出金に代わる下水道事業会計負担金や除融雪業務委託料、成田橋橋梁修繕工事費、復興まちづくり関連事業費、宅地分譲事業特別会計操出金などが増えたことから増額となりました。翌年度繰越額は、中粕川地区防災拠点整備事業のほか町道維持管理事業と道路新設改良事業によるものでございます。

8款消防費2億1,860万1,000円は、前年度比7.1%の増です。

黒川地域行政事務組合の消防負担金の増が主な理由でございます。

次のページです。

9款教育費4億7,277万5,000円は、前年度比23.7%の減です。

小中学校スクールバス運行業務や小中学校校務支援システム賃借料の契約額増や、粕川地区防災コミュニティセンターの備品購入の増がありますが、小中学校外壁等修繕工事や給食センターの施設や整備工事の完了などにより減額となっております。翌年度繰越額は、小学校の長寿命化計画策定事業、遊具修繕事業、太陽光設備修繕事業によるものでございます。

10款災害復旧費249万9,000円は、前年度比99.5%の減です。

公共土木施設や農業施設、公共施設の各災害復旧工事の完了により減額となっております。

11款公債費5億7,301万7,000円は、前年度比26.5%の増です。町債の元金及び利子の償還金となります。

12款予備費につきましては、当初予算額1,000万円から685万4,000円を充用いたしました。

以上、支出済額の合計は、64億2,570万2,415円となりました。予算現額に対する執行率は90.3%、翌年度繰越額を含めた実質執行率は95.1%でございます。

次に、142ページを御覧願います。

実質収支に係る調書について御説明申し上げます。

歳入総額69億2,047万5,000円、歳出総額64億2,570万3,000円、歳入歳出差引額4億9,477万2,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源は繰越明許費繰越額8,503万2,000円で、実質収支額は4億974万円になります。

なお、実質収支額のうち3億4,000万円を、地方自治法第233条の2の規定に基づき基金繰入額とするものでございます。

以上で令和6年度大郷町一般会計歳入歳出決算の説明について終わります。

次に、認定第2号について御説明いたします。

143ページを御覧願います。

認定第2号 令和6年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月12日提出

大郷町長 石川良彦

それでは、決算内容について御説明いたします。

初めに歳入でございます。

145ページの収入済額欄を御覧願います。

1款国民健康保険税1億2,125万8,000円、前年度比2.3%の減です。

不納欠損額は124万1,000円、収入未済額は1,017万4,000円となりました。

2款使用料及び手数料7万2,000円は、保険税の督促手数料となります。

3款県支出金7億6,774万3,000円は、保険給付費等交付金で、前年度比4.8%の増となりました。

4款財産収入11万3,000円は、基金の預金利子です。

5款繰入金1億2,099万6,000円は、前年度比31.0%の増です。一般会計と財政調整基金からの繰入金となります。

6 款繰越金487万7,000円は、前年度の繰越金です。

7 款諸収入36万8,000円は、保険税延滞金です。

8 款国庫支出金586万9,000円は、制度改革対応のためのシステム整備補助金となります。

以上、収入済額合計は10億2,129万8,924円となりました。

次のページを御覧願います。

歳出でございます。

1 款総務費1,177万2,000円は、前年度比51.6%の増で、システム改修の業務委託料の増が主な理由でございます。

2 款保険給付費 7 億693万2,000円は、前年度比0.5%の増です。主な支出は、療養給付費や高額療養費となります。

3 款国民健康保険事業費納付金 2 億2,317万2,000円は、前年度比0.9%の減です。医療給付費分、後期高齢者支援金、介護納付金をそれぞれ県に納付したものでございます。

4 款共同事業拠出金の支出はございませんでした。

5 款保健事業費1,141万5,000円は、前年度比33.7%の減です。データヘルス計画策定完了などの減が主な理由となります。

6 款基金積立金11万3,000円は、財政調整基金の利子積立てでございます。

7 款諸支出金189万円は、保険税の還付金や、前年度の精算による一般会計への繰出金です。

8 款予備費の充用はございませんでした。

以上、支出済額の合計は9億5,529万7,145円となりました。

次に、162ページを御覧願います。

実質収支に関する調書について御説明申し上げます。

歳入総額10億2,129万9,000円、歳出総額9億5,529万7,000円、歳入歳出の差引額6,600万2,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は6,600万2,000円になります。なお、実質収支額のうち3,400万円を、地方自治法第233条の2の規定に基づき基金繰入額とするものでございます。

以上で、令和6年度大郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

次に、認定第3号について御説明いたします。

163ページを御覧願います。

認定第3号 令和6年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

## について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月12日提出

大郷町長 石川 良彦

決算内容について御説明申し上げます。

初めに歳入でございます。

165ページの収入済額欄を御覧願います。

1款保険料 2億3,790万9,000円、前年度比9.5%の増で、介護保険料の改定が主な理由でございます。不納欠損額は31万円、収入未済額は48万2,000円となりました。

2款使用料及び手数料9,000円は、督促手数料でございます。

3款支払基金交付金 2億9,435万円は、前年度比3.7%の増です。支払基金からの介護給付費交付金が主なものでございます。

4款国庫支出金 2億6,885万9,000円は、前年度比2.4%の増です。介護給付費の国庫負担金や調整交付金となります。

5款県支出金 1億7,112万7,000円は、前年度比4.1%の増です。介護給付費の県負担金と地域支援事業交付金となります。

6款財産収入 3万8,000円は基金の預金利子でございます。

7款繰入金 1億7,725万円は、前年度比9.4%の減です。一般会計と介護給付費準備基金からの繰入金となります。

8款繰越金 1,494万5,000円は、前年度の繰越金となります。

9款諸収入 1万3,000円は、会計年度任用職員の雇用保険被保険者分が主なものでございます。

以上、収入済額合計11億6,450万4,458円となりました。

次のページを御覧願います。

歳出でございます。

1款総務費 1,543万8,000円は、前年度比34.4%の減です。第9期の介護保険事業計画策定完了に伴う減が主なものでございます。

2款保険給付費 10億6,856万7,000円は、前年度比3.8%の増です。居宅介護サービスや施設介護サービスの給付費増が主な理由でございます。

3款地域支援事業費 5,741万4,000円は、前年度比26.1%の増です。地域支援事業費のサービス事業費や、生活支援体制整備事業費の増が主な理由でございます。

4 款基金積立金3万8,000円は準備基金の利子積立てでございます。

5 款公債費の支出はございませんでした。

6 款諸支出金1,316万9,000円は、前年度比28.1%の減です。保険料の還付金と国などへの返還金となります。

7 款繰出金235万3,000円は、前年度の精算による一般会計への繰出金となります。

8 款予備費の充用はございませんでした。

以上、支出済額の合計は11億5,698万2,224円となりました。

次に188ページを御覧願います。

実質収支に関する調書について御説明いたします。

歳入総額11億6,450万4,000円、歳出総額11億5,698万2,000円、歳入歳出差引額752万2,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は752万2,000円になります。

なお、実質収支額のうち500万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき基金繰入額とするものでございます。

以上で、令和6年度大郷町介護保険特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。

次に、認定第4号について御説明いたします。

189ページを御覧願います。

認定第4号 令和6年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月12日提出

大郷町長 石川 良彦

決算内容について御説明いたします。

初めに歳入でございます。

191ページの収入済額欄を御覧願います。

1款後期高齢者医療保険料7,955万1,000円は、前年度比14.9%の増です。不納欠損額は4万円、収入未済額は18万6,000円となりました。

2款使用料及び手数料1万7,000円は保険料の督促手数料です。

3款繰入金2,830万円は、前年度比7.0%の増で、一般会計からの繰入金です。

4款繰越金80万円は、前年度からの繰越金です。

5款諸収入26万4,000円は、延滞金と保険料還付金です。

以上、収入済額合計は1億893万4,440円となりました。

次のページを御覧願います。

歳出になります。

1款総務費63万5,000円は、前年度比12.8%の増です。保険証の郵送料が主なものになります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1億730万4,000円は、前年度比13.3%の増です。徴収した保険料などを広域連合に納付したものでございます。

3款諸支出金40万4,000円は、保険料還付金と前年度の精算による一般会計への繰出金となります。

4款予備費につきましては、当初予算額10万円から1万8,000円を充用いたしました。

以上、支出済額の合計は1億834万5,027円となりました。

次に、202ページを御覧願います。

実質収支に関する調書について御説明いたします。

歳入総額1億893万4,000円、歳出総額1億834万5,000円、歳入歳出差引額58万9,000円。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は58万9,000円になります。

以上で、令和6年度大郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

次に、認定第5号について説明いたします。

203ページを御覧ください。

認定第5号 令和6年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月12日提出

大郷町長 石川良彦

決算内容について御説明いたします。

初めに歳入でございます。

205ページの収入済額欄を御覧願います。

1款繰入金2,288万4,000円は、公債費に係る一般会計からの繰入金となります。

2款繰越金1,000円は前年度からの繰越金です。

以上、収入済額合計2,288万5,738円となりました。

次のページを御覧願います。

歳出でございます。

1款公債費2,288万3,000円は、町債の元金利子の償還金でございます。

以上、支出済額の合計は2,288万3,400円となりました。

次に212ページを御覧願います。

実質収支に関する調書について御説明いたします。

歳入総額2,288万6,000円、歳出総額2,288万4,000円、歳入歳出差引額2,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は2,000円になります。

以上で、令和6年度大郷町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

以上、認定第1号から第5号まで、それぞれの事項別明細書を御覧いただき、御審査の上、御理解を賜り認定いただきますようお願い申し上げます。

議長（石垣正博君） 以上で、認定第1号から認定第5号の説明を終わります。

次に、認定第6号及び認定第7号について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（赤間良悦君） それでは、認定第6号について御説明申し上げます。

219ページをお開き願います。

認定第6号 令和6年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度大郷町水道事業会計利益の処分及び決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月12日提出

大郷町長 石川 良彦

初めに、令和6年度の業務状況について御説明申し上げます。

231ページをお開き願います。

（1）業務量ですが、令和6年度末における給水件数は2,534件で、前年度比16件の減、給水人口は7,088人で、前年度比63人の減です。年間総配水量は77万6,837立米で、前年度比2,469立米、0.3%の減、年間総有収水量は64万9,590立米で、前年度比5,735立米、0.9%の減となって

おります。また、有収率は83.6%で、前年度より0.5%の減となっております。

続きまして、(2)事業収入に関する事項について御説明申し上げます。

事業収益が2億3,766万1,521円で、前年度比1,108万4,689円の増、率にして4.9%の増となっております。

主な要因は、他会計補助金の増によるものでございます。

続きまして、次ページをお開き願います。

(3) 事業費用に関する事項について御説明申し上げます。

事業費用が2億2,318万2,631円で、前年度比8,470万437円の減、率にして3.7%の減となりました。

主な要因は、令和5年度で水道ビジョン策定業務が完了したこと等に伴う委託経費の減によるものでございます。収支においては、1,447万8,890円の純利益が生じました。

それでは、決算について御説明申し上げます。

220ページ、221ページをお開き願います。

令和6年度大郷町水道事業決算報告書。

決算額で御説明申し上げ、1,000円未満は省略させていただきます。

(1) 収益的収入及び支出。

収入でございます。

第1款水道事業収益は2億5,777万7,000円で、前年度比477万6,000円、1.9%の増となっております。

第1項営業収益2億2,284万6,000円は、水道料金、加入金、手数料及び公共下水道等の事務受託料などでございます。前年度比191万2,000円、0.8%の減となっております。

第2項営業外収益3,493万円は、預金の利息、他会計補助金、長期前受金戻入益等が主なものでございます。前年度比668万9,000円、23.6%の増でございます。

主な要因は、高料金対策補助金、衛星を活用した水道管路漏水調査に係る補助金等の他会計補助金の増によるものでございます。

第3項特別利益はございません。

次に支出でございます。

第1款水道事業費用は2億3,834万7,000円で、前年度比745万6,000円、3.1%の減です。

第1項営業費用2億2,693万3,000円は、大崎広域水道からの受水費、職員の人工費、水道施設の維持管理費等となっております。前年度比773万

4,000円、3.2%の減でございます。

主な要因は、委託料において衛星を活用した水道管路漏水調査業務、水道事業経営戦略見直し業務等の増がありましたが、令和6年度に水道ビジョン策定業務等の完了に伴い委託料が減となっております。

第2項営業外費用1,141万4,000円は、企業債の支払い利息、消費税等でございます。前年度比29万円、2.6%の増でございます。

第3項特別損失、第4項予備費については支出はございませんでした。次ページ、222ページ、223ページをお開き願います。

## (2) 資本的収入及び支出。

収入でございます。

第1款資本的収入は4,804万5,000円で、前年度比1億671万1,000円、68.9%の減です。

主な要因は、起債及び国庫補助金対象事業の減によるものでございます。

第1項工事負担金はございませんでした。

第2項他会計負担金は104万5,000円で、前年度比62万円、37.2%の減でございます。こちらにつきましては、中粕川地区消火栓設置工事に伴うもので、一般会計からの負担金でございます。令和5年度は中村地区消火栓の設置工事に伴う負担金がございましたので、その差額の分の減でございます。

第3項企業債4,700万円は、粕川地区水道管舗装本復旧工事、法堂地区配水管布設替工事によるもので、起債対象事業費の減により前年度比8,160万円、63.4%の減となっております。

第4項国庫支出金、第5項出資金、第6項他会計補助金につきましてはございませんでした。

次に支出になります。

第1款資本的支出は9,479万7,000円で、前年度比1億1,380万4,000円、54.5%の減となっております。配水管布設替工事等の工事費の減によるものが主なものでございます。

第1項資産購入費はございませんでした。

第2項建設改良費5,550万2,000円は、法堂地区配水管布設替工事、粕川地区水道管舗装本復旧工事、中村・鵜崎地区配水管布設替設計業務が主なものでございます。配水管布設替工事等の減により、前年度比1億746万3,000円、65.9%の減となりました。

第3項企業債償還金3,929万5,000円は、企業債の元本償還分でござい

ます。前年度比634万1,000円、13.8%の減となっております。

続きまして、一番下の行になりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,675万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金4,180万2,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額495万円で補填いたしました。

次に、利益の処分について御説明申し上げます。

225ページをお開き願います。

令和6年度大郷町水道事業剰余金計算書。この表の右から3列目を御覧願います。

利益剰余金の未処分利益剰余金につきましては、当年度末残高ですが、表の中段の前年度処分後残高2億2,822万7,233円に、当年度変動額1,447万8,890円を加え2億4,270万6,123円となりました。

下段の表の剰余金処分計算書のとおり、処分額についてはございませんので、未処分利益剰余金の処分後残高を2億4,270万6,123円とするものでございます。

以上で、認定6号の説明を終わります。

続きまして、認定第7号について御説明申し上げます。

240ページをお開き願います。

認定第7号 令和6年度大郷町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度大郷町下水道事業会計利益の処分及び決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月12日提出

大郷町長 石川 良彦

初めに、令和6年度の業務状況について御説明申し上げます。

253ページをお開き願います。

（1）業務量でございますが、公共下水道事業、農業集落排水事業、戸別合併浄化槽事業の合算になります。

年度末における処理区域内の世帯数及び人口は2,959戸、7,432名でございます。うち水洗化人口は5,692人で、水洗化率は73.1%となり、前年度より0.8%の増となりました。

続きまして、（2）事業収入に関する事項でございます。

事業収益が3億4,972万298円でございました。

次ページをお開き願います。

(3)事業費用に関する事項については、事業費用が3億4,327万7,623円となり、収支において644万2,675円の純利益が生じました。

それでは、決算について御説明申し上げます。

241ページ、242ページをお開き願います。

令和6年度大郷町下水道事業決算報告書。決算額で御説明申し上げ、1,000円未満は省略させていただきます。

(1) 収益的収入及び支出。

収入でございます。

第1款下水道事業収益は3億5,724万4,000円です。

第1項営業収益8,338万3,000円は、下水道、農業集落排水、戸別合併処理浄化槽の各事業の使用料、指定工事店排水設備責任技術者の登録更新等の手数料でございます。

第2項営業外収益2億7,386万1,000円は、預金の利息、一般会計からの負担金、長期前受金戻入益等が主なものでございます。

第3項特別利益はございません。

次に支出でございます。

第1款下水道事業費用は3億6,171万8,000円でございます。

第1項営業費用3億2,721万6,000円は、下水道、農集排マンホールポンプの点検・清掃業務、農業排水処理施設の維持管理業務、合併処理浄化槽の管理業務委託料、地方公営企業会計制度指導助言業務、吉田川流域下水道維持管理負担金、有形固定資産減価償却費等が主なものでございます。

第2項営業外費用3,333万7,000円は、企業債の支払い利息、消費税、特定収入の仮払い消費税等によるものでございます。

第3項特別損失116万4,000円は、不納欠損3件のほか、公営企業会計初年度のため令和6年6月の期末勤勉手当の支給に当たって前年度賞与引当金を予算計上しておりませんので特別損失から支出したものでございます。

第4項予備費についての支出はございませんでした。

243ページ、244ページをお開き願います。

(2) 資本的収入及び支出。

収入でございます。

第1款資本的収入は1億8,738万9,000円でございます。

第1項工事負担金3,470万円は、公共汚水ます設置工事、公共下水道マンホールポンプ長寿命化工事、戸別合併処理浄化槽設置工事等に係るもの

のでございます。

第2項出資金はございませんでした。

第3項負担金1億3,403万9,000円は、一般会計からの負担金及び受益者負担金でございます。

第4項補助金1,865万円は、公共下水道マンホールポンプ長寿命化工事、戸別合併処理浄化槽設置工事に係る社会資本整備総合交付金、循環型社会形成推進交付金となっております。

第5項他会計借入金、第6項固定資産売却代金につきましてはございませんでした。

次に支出でございます。

第1款資本的支出は1億7,948万8,000円となっております。

第1項建設改良費6,135万4,000円は、公共汚水ます設置工事、公共下水道マンホールポンプ長寿命化工事、粕川地区マンホール修繕工事、戸別合併処理浄化槽の設置工事等が主なものでございます。

第2項企業債償還金1億1,813万4,000円は、企業債の元金償還分でございます。

次に、利益の処分について御説明申し上げます。

246ページをお開き願います。

令和6年度大郷町下水道事業剰余金計算書でございます。この表の右から3列目、未処分利益剰余金の欄を御覧ください。

未処分利益剰余金の当年度期首残高は、公営企業の適用初年度でございますのでゼロ円でございます。

令和6年度の当年度変動額につきましては644万2,675円の利益となりましたので、当年度末残高は644万2,675円となりました。うち処分額についてはございませんので、繰越利益剰余金を644万2,675円とするものでございます。

以上で、認定第7号の説明を終わります。

ただいま説明申し上げました認定第6号及び第7号につきまして、損益計算書等を御覧いただきまして、御審査の上、認定賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

議長（石垣正博君） 以上で、認定第6号並びに認定第7号の説明を終わります。

ここで10分間休憩といたします。

午後	2時16分	休憩
午後	2時26分	開議

議長（石垣正博君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、監査委員より決算審査結果の報告を求める。代表監査委員 雉石 頤監査委員。

代表監査委員（雉石 頤君） 令和6年度各種会計決算審査意見書が事前に配付され、会計管理者より決算内容の詳しい説明がありましたこと、また、本決算審査意見において第1章及び第2章の概要などを含んでいることから、第1章及び第2章につきましては、その説明を省略させていただきたいと思います。決算審査意見を述べるに当たり本文と異なる表現もありますが、同義の意見と御理解をお願いいたします。

それでは、第3章意見を述べさせていただきます。

審査意見書55ページを御覧ください。

第3章意見。

審査に付された令和6年度大郷町一般会計及び国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、宅地分譲事業の4特別会計の歳入歳出決算書並びに水道事業、下水道事業会計決算書、財産に関する調書、基金運用状況の関係書類の提出を求め、令和7年7月11日から8月1日まで、実日数14日間、決算書等における計数は正確であるか、予算執行、歳入歳出事務及び財産管理事務が議決の趣旨及び関係法規に準拠し、事業の経営が経済的、効率的かつ効果的に行われたかを審査を行いました。なお、令和6年度より、従前の下水道事業、農業集落排水事業、戸別合併処理浄化槽事業の3特別会計を統合し、公営企業会計基準を適用した下水道事業会計へ移行した決算といたしました。

令和6年度は、大きな自然災害や感染症などの発生などはありませんでしたが、物価高騰が進行し、国民の生計に大きな影響を与えた年でした。本町においては、スマートスポーツパーク構想の関連予算案の2度の否決、その後、町議会解散請求に向けた署名運動、そして、解散請求に関する訴訟に発展し係争中となっておるところであります。

通常の事務事業に加えて、中粕川地区防災コミュニティセンターの建築事業、縁の郷のテレワーク施設整備事業、大松沢地区3か所の橋梁修繕工事等の請負工事事業、物価高騰支援事業、割増商品券発行事業や記念おおさと祭りの開催などの景気対策事業も行いました。予定された事業は可能な限り進捗し、おおむね適正かつ効果的に事務執行が達成されたと認めました。

役場の職員の方々が役場をつくり、町民の福祉サービスに取り組まれております。職員数に余裕がないところではありますが、事務執行を工

夫するとともに、一層の組織力を發揮することで事業運営の取組に万全を期していただきたいと思います。

また、町長はじめ執行部の管理職の方々には、職員がさらに高い意識を持ち活躍できるよう環境づくりをお願いいたします。町民の福祉のために一生懸命従事されておられる役場職員の皆様には、感謝と敬意を表したいと思います。大変御苦労さまでございました。

さて、一般会計のほうですが、上水道及び下水道関係の公営企業会計を除いた一般会計及び4特別会計の決算総額は、歳入総額92億3,809万8,151円、前年度より0.06%増加、歳出総額86億6,921万211円、前年度より1.48%増加となり、歳入歳出差引総額は17.48%減少したが、5億6,888万7,940円の全会計黒字決算となりました。

収入未済額は2億9,063万3,905円（前年度比66.8%減少）、翌年度繰越額は3億8,822万1,000円（前年度比65.4%減少）となり、不用額は3億9,488万4,789円（前年度比24.53%減少）となりました。町債の年度末残高は62億3,202万8,000円（前年度比1.5%増加）となっております。

一般会計では、歳入総額69億2,047万4,591円（前年度比1.0%減少）、歳出総額64億2,570万2,415円（前年度比1.3%増加）、収支差額4億9,477万2,176円（前年度比23.5%減少）となり、さらに翌年度へ繰り越すべき財源8,863万2,000円を差し引いた4億614万176円（前年度比20.7%減少）が実質収支となりました。そのうち3億4,000万円を基金に繰り入れ、残り6,614万1,760円を次年度繰越金といたしました。また、収入未済額が2億7,979万994円、不納欠損額111万8,399円の計上となっております。

繰越事業は粕川地区防災避難道路整備事業負担金2億3,638万6,000円のほか、中粕川地区（S S P）造成基本設計業務、生活応援商品券発行事業など9事業あり、繰越明許費は総額3億3,822万1,000円となりました。繰越事業が早期に完遂できるよう、計画的・効率的な事務執行を希望いたします。

歳入において、前年度と比較して地方交付税、地方譲与税、利子割交付税、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、県支出金、寄附金、繰入金、諸収入などが増収となりましたが、社会資本整備総合交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、デジタル基盤改革支援補助金など国庫補助金、町税、町債、繰越金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産

収入などが減収となりました。また、収入未済は町税、国庫支出金、町債、奨学資金貸与金、災害援護資金貸与金、使用料の一部があります。

歳出では、特定目的基金への積立てやガバメントクラウド導入業務、定額減税補足給付金などの総務費、テレワーク施設整備事業費の農林水産業費、防災コミュニティセンター建築工事、町道・橋梁改修工事、中粕川避難道路負担金などの土木費及び公債費などが、総歳出額の増加の主な要因となりました。公債費が増加していることから、今後、負担増加が想定されます。計画的な基金運用と町債発行が重要と思われます。一般会計の前年度からの繰越明許費及び事故繰越は9億7,724万9,000円で、8億752万3,897円を事務執行しました。それらの事業の請差として1億6,972万5,103円が不用額となりました。

財源の構成において、一般財源と特定財源の決算額及びそれらの構成比は一昨年から著変なく、社会資本整備総合交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、子ども・子育て支援交付金、地方債増加などが特定財源の構成比を押し上げております。また、町税など自主財源と、地方交付税、県国支出金や地方債などの依存財源の決算額及びそれらの構成比も同様に一昨年からほとんど変わっておりません。依存財源の更正比が増加したままで、財政運営の自主性と財源構造の弾力性を失いつつあることから、自由な裁量で経費に使え、地域の実情へ対応したサービス展開の基盤となる一般財源及び自主財源の伸長、確保が望まれるところであります。

歳出の性質別構成の状況においては、義務的経費（主に公債費等）、普通建設事業費の投機的経費及び補助費の増大により、歳出合計が前年度より1.3%増加しました。なお、一昨年度より10億円弱多い決算の結果となっております。

また、財務主要指標において、財政力指数、実質収支比率、経常収支比率及び積立金現在高比率の数値は前年度より改善しております。少しではありますが、財源構造の弾力性が向上し、将来に対する蓄えが増加したことをしております。実質公債費比率は増加していますが、地方負債発行制限には当たりません。実質収支比率の標準化には、剩余金の基金積立てなど年度間に財源調整を図ることが望ましいです。経常収支比率の改善は、地方交付税の増加が起因しておりました。

次に、国民健康保険特別会計についてですけれども、国民健康保険特別会計におきまして、加入者数の減少（1,695人から1,598人）により保険税が2.31%減収となりましたが、県支出金（保険給付費等交付金）、

一般会計及び国保財政調整基金からの繰入金、国庫支出金（国保システム改修補助金）等が増加したことから、歳入合計は前年度より5.76%增收の10億2,129万8,924円となりました。

歳出においては、国保事業費納付金、特定健診や各種がん検診の保健事業費等は減少しましたが、国保システム改修費用が影響した総務費、保険給付費等の増加により、歳出合計は前年度より0.06%増加して9億5,529万7,145円となりました。差引きした実質収支額は6,600万1,779円となりました。このうち3,400万を国民健康保険財政調整基金に繰り入れました。また、保険税の収入未済額は1,017万4,395円及び不納欠損額は112万1,600円となりました。

以上の決算から、保険税収の減少傾向を認められたため、収入未済額解消対策をさらに推進するとともに、税負担を増やすことなく事業が遂行できるよう、保険給付費の抑制につながる特定健診や各種がん検診等の保健事業の啓蒙や周知の推進を強化していただきたいと思います。

介護保険特別会計におきましては、歳入では保険料の負担増により保険料収入が前年度より9.54%增收となり、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金等も增收となりました。さらに、繰入金と繰越金により歳入総額は0.91%増加して11億6,450万4,458円となりました。

歳出では、事業計画策定業務の終了による総務費、返還金の諸支出金及び繰出金が減少しましたが、保険給付費及び生活支援体制整備事業など地域支援事業費等の増加により、歳出合計は前年度より3.02%増加し11億5,698万2,224円となりました。差引きした実質収支額は752万2,234円となりました。このうち500万円を介護給付費準備基金へ繰入れました。また、保険税の収入未済額は48万2,136円、不納欠損額は31万140円となりました。

以上の決算から、保険税収の増加傾向を認められますが、それ以上に保険給付費の増加が懸念されます。これ以上税負担を増やすことなく事業が遂行できるよう、保険給付費の抑制につながる介護予防事業等地域支援事業の推進を図っていただきたいと思います。

後期高齢者医療特別会計は、後期高齢者医療の受給資格及び医療費に係る事務を所管担当している特別会計です。被保険者数が92名増加し1,540人となり、保険料は14.86%增收となりました。また、基金からの繰入金等も増額となり、歳入総額は13.11%増加して1億893万4,440円となりました。歳出の99%を占める保険給付費となる広域連合納付金が13.31%増加し、歳出総額1億834万5,027円と13.44%増加しました。差

引きした実質収支額は58万9,413円となりました。また、保険税の収入未済額は18万6,380円及び不納欠損額は4万700円となりました。今後も被保険者数の増加とともに広域連合納付金の増加がうかがえます。

次に、宅地分譲特別会計において、事業は令和4年度をもって一旦終了しております。以後、一般会計からの繰入金による一般単独事業債及び地方公営企業災害復旧事業債の償還事務を行っております。今のところ、定住促進事業の予定は未定となっておるところです。

次に、水道事業会計において、事業運営では石綿セメント管更新を含む建設改良事業の推進により給水管の長寿命化が図られましたが、給水有収率は0.47%低下しております。引き続き漏水調査と建設改良事業の推進により安全安心な給水をお願いいたします。

経営成績（収益的収支）は、主に他会計補助金の収益及び総がかり費の減少により1,447万8,890円の純利益を計上しました。資本的収支では、国庫支出金の収入はなく、建設改良費とそれに伴う企業債の起債も減少しました。決算に対する不足額を過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填しております。また、有利子負債への依存により、今後負担増が想定されることから、給水有収率の向上と計画的な企業債の運用を図っていただきたいと思います。

下水道事業会計においては、公共下水道事業、農業集落排水事業、戸別合併処理浄化槽事業の水洗化率は、合算平均して73.1%、前年度より1.3ポイント向上しております。公営企業会計を適用した経営成績（収益的収支）は純利益644万2,676円を計上し、資本的収支でも補填を必要としない黒字決算となりました。しかし、下水道関係3事業とも、使用料等負担金等では維持管理費等の事業費を賄えないため、一般会計からの負担金や企業債に依存しておりますが、利用者の経済的負担を増やすことなく設備や施設の長寿命化改良事業を推進し、公共水域の水質保全及び町民の生活様式の改善のため水洗化の促進に努めていただきたいと思います。

次に、財産に関する調書において、行政財産・普通財産の移動はありませんでした。出資による権利では、公立黒川病院への出資及び黒川森林組合への配当金分の出資を行っております。また、各種貸付資金の債権に係る関係書類は適切に管理されておりました。

各基金の運用状況において、財政調整基金ほか各種基金は適切に運用されておりました。財政調整基金、減債基金、未来づくり基金、介護給付費準備基金、庁舎建設基金及び企業版ふるさと納税基金への積み増し

が行われ財政基盤が強化されました。また、長寿社会対策基金、公共施設整備基金、国民健康保険財政調整基金及び森林環境整備基金の残高が減少しておるところです。今後、特定目的基金の効率的・効果的な運用を図っていただきたいと思います。

審査に付された令和6年度の各種会計の歳入歳出決算書等は、法令に準拠して作成されており、決算計数は誤りのないものと認められました。

財政運営については、人件費・扶助費・特に公債費の義務的経費が増加し、中粕川地区防災コミュニティセンター建設事業など普通建設事業や物価高騰対策支援事業などの取組により事業費が増え、決算規模の増大につながりました。一方、人口減少と高齢化やメガソーラー償却資産評価額の減耗により町税は減少しました。各種基金の総残高は増加しましたが、町債の債務残高も増加しております。

一般会計、特別会計、公営企業会計の全会計が黒字決算となりましたが、依然として財政を取り巻く環境は厳しく予断を許しません。今後の財政運営に当たっては、未収金を縮減し、過疎対策事業債等を適切に活用するとともに、県・国の補助金や交付税措置などの財源確保を行い、施策推進に欠かせない自主財源が安定的に確保できる自立的で健全な財政構造の確立が必要です。物価高騰が常態化し、先行きが不透明な経済上情勢ですが、町民の負託に応え、未来ある大郷町に向けて財政健全化を進めるとともに、限りある財源を最大限に有効利用し、積極的な事業推進を図っていただきたいと思います。

決算審査に当たり、その他改善及び要望する点などは次のとおりいたします。

1、優秀人材の獲得や人手不足の解消、職員の離職や意欲低下の防止、業務効率の改善による時間外労働の削減につながるようワーク・ライフ・バランスの充実を図られたい。また、振替休の時間外勤務手当での清算が散見されたので、事務体制を改善し健全な職場づくりを図られたい。

2、支払い遅延は皆無となり、内部統制が機能したと思われます。また、町民の信頼を失う事案が発生しないよう、これからも取組を継続されたい。

3、予算編成に当たっては、積算の誤りや欠落に注意を払っていただきたい。

4、町税や保険料並びに各種貸付金の収入未済金について、さらなる収納成果の向上を図られたい。また、株式会社おおさと地域振興公社の

過年度返納金については引き続き早期解消に努められたい。

5、消防団員と交通指導隊員の加入促進を図られたい。

6、有害鳥獣対策の強化を図られたい。

7、新公会計を見据えた備品台帳等の整備を図られたい。

8、町道等の未登記案件の解消を図られたい。

以上、令和6年度分決算審査に対する監査の意見といたします。

議長（石垣正博君） 以上で決算審査結果の報告を終わります。

これより議案ごとに総括質疑を行います。

総括質疑については、各会計の決算全体にわたるものを中心に、会議規則第50条第3項並びに第51条の規定により行ってください。なお、個別事項については、後ほど設置される特別委員会で質問されるようお願いします。

まず、認定第1号について総括質疑を行います。

総括質疑の発言通告がありますので、発言を許します。3番鎌田暁史議員。

3番（鎌田暁史君） 通告に従いまして、総括質疑を行います。

令和6年度の施政方針では、本町の特性を生かせる企業誘致や新産業の創出に精力的に取り組み、雇用の確保や地域活性化を図ってまいりますと述べられておりました。この方針の中で、特に雇用の確保や地域活性化の観点で、町ではどのような施策に取り組んでおられたか、主要な施策の概要とその効果、課題について伺います。以上です。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 鎌田暁史議員の御質疑に答弁をいたします。

6年度の施政方針につきましては、前町長時代の施政方針でありますけれども、令和6年度の事業についての内容でお答えをさせていただきたいと思います。

令和6年度の事業につきましては、人口減少や財政難といった厳しい状況の中、将来に向けた施策を積極的に推進をしてまいりました。特にかわまちづくり事業を含むスマートスポーツパーク構想や、前川圃場整備事業、企業誘致の取組、町内商工業事業者の支援、子育て支援の強化など、雇用の創出と地域経済の活性化を図ることで人口減少を食い止め、まち全体の活性化につなげるための施策を実施してきたところであります。

しかし、これらの施策には、民間企業との連携、関係機関との調整、住民理解の促進、財政的課題など、具体的な実行への道のりまで様々な

課題が伴っており、これらをいかに克服していくかが今後の重要な課題と認識をしております。

それぞれ個別の事業の進捗や、その効果など事業詳細につきましては、明日からの決算審査特別委員会において各所管課に御確認をいただきますようお願いをいたします。以上、答弁とさせていただきます。

議長（石垣正博君）ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（石垣正博君）ないようですので、これをもって認定第1号の総括質疑を終わります。

次に、認定第2号について総括質疑を行います。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（石垣正博君）ないようでございますので、これをもって認定第2号の総括質疑を終わります。

次に、認定第3号について総括質疑を行います。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（石垣正博君）ないようでございますので、これをもって認定第3号の総括質疑を終わります。

次に、認定第4号について総括質疑を行います。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（石垣正博君）ないようですので、これをもって認定第4号の総括質疑を終わります。

次に、認定第5号について総括質疑を行います。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（石垣正博君）ないようでございますので、これをもって認定第5号の総括質疑を終わります。

次に、認定第6号について総括質疑を行います。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（石垣正博君）ないようですので、これをもって認定第6号の総括質疑を終わります。

次に、認定第7号について総括質疑を行います。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（石垣正博君）ないようですので、これをもって認定第7号の総括質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号までについて、議長を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設

置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（石垣正博君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第7号までを、議長を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここで、特別委員会が設置されますので、委員長及び副委員長の選任をお願いします。

特別委員会開催のため、暫時休憩といたします。

休憩中に特別委員会を開催し、委員長、副委員長を互選願います。

議員控室にお集まりください。

暫時休憩といたします。

午後	3時08分	休憩
午後	3時13分	開議

議長（石垣正博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。

委員長に佐々木和夫議員、副委員長に鈴木恵子議員、以上のとおり選任されました。

お諮りします。

委員会審査のため、本日の会議終了から9月25日までの期間、本会議を休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（石垣正博君） 異議なしと認めます。

したがって本日の会議終了から9月25日までの期間、本会議を休会とすることに決定しました。

来る9月26日午前10時から本会議を開き、委員長の報告を求めます。

---

日程第18 報告第10号 健全化判断比率について

日程第19 報告第11号 資金不足比率について

議長（石垣正博君） 日程第18、報告第10号 健全化判断比率について及び日程第19、報告第11号 資金不足比率についてを一括議題とします。

提出者から報告第10号及び報告第11号についての提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（菅野直人君） それでは、報告第10号健全化判断比率について御説

明いたします。

議案書 1 ページをお開きください。

報告第10号 健全化判断比率について

地方自治体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和6年度の健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付して報告する。

令和7年9月12日提出

大郷町長 石川 良彦

本件につきましては、令和6年度各種会計歳入歳出決算に基づき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の定めるところにより計算しました数値となっており、別紙監査委員の意見を付し報告するものです。

それでは、以下の内容について御説明いたします。

実質赤字比率は、一般会計に生じる実質赤字の大きさを標準財政規模に対する割合で示したものです。本町は実質収支が黒字となっており赤字ではありませんので、令和6年度も数値としては出てまいりません。財政健全化計画の策定が義務づけられる早期健全化基準となる比率は15.00です。

連結実質赤字比率は、各種特別会計や上下水道事業会計を含む全会計を対象とした実質赤字の大きさを標準財政規模に対する割合で示したもので。本町は実質収支等が黒字となっており赤字ではありませんので、令和6年度も数値としては出てまいりません。財政健全化計画の策定が義務づけられる早期健全化基準となる比率は20.00です。

実質公債費比率は、地方公共団体の地方債元利償還金の大きさを標準財政規模に対する過去3か年の平均値の割合として示したものであり、令和6年度の数値は8.8となります。財政健全化計画の策定が義務づけられる早期健全化基準は25.0ですので、基準内の数値です。なお、令和5年度の数値は8.3でした。

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき負債について、充当可能な基金等の金額を控除した実質的な負担額の標準財政規模に対する割合を示したものであり、令和6年度も数値としては出てまいりません。財政健全化計画の策定が義務づけられる早期健全化基準は350.0となります。

次に、報告第11号 資金不足比率について御説明いたします。

議案書 2 ページをお開き願います。

報告第11号 資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和6年度の公営企業資金不足比率を別紙監査委員の意見を付して報告する。

令和7年9月12日提出

大郷町長

では、以下の内容について御説明いたします。

資金不足比率は、水道事業、下水道事業などの公営企業の資金不足を料金収入等の規模に比較して指標化し、経営状況の悪化の度合いを示すものです。

対象となる会計は、公営企業法に基づく水道事業会計、下水道事業会計並びに宅地分譲事業特別会計になります。いずれの会計も資金不足には至っておりませんので、令和6年度も数値としては出てまいりません。

以上で、報告第10号及び第11号の内容について、監査委員の審査を受け、審査意見書の提出を受けているものでございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

議長（石垣正博君） 以上で報告第10号及び報告第11号の報告を終わります。

ここで、監査委員より、財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果の報告を求めます。代表監査委員 雉石 順監査委員。

代表監査委員（雉石 順君） 皆さん、もう少し頑張ってください。

それでは、財政健全化判断比率及び資金不足比率についての審査結果及び意見を述べます。

審査意見書の最終ページをお開きください。

健全化判断比率における一般会計の実質赤字比率（マイナス11.89%）及び一般会計に特別会計と公営企業会計を加えた連結実質赤字比率（マイナス24.99%）は、いずれもマイナスですので黒字決算を示しているところであります。

実質公債費比率（3か年平均）は前年度対比0.5%増の8.8%となっております。早期健全化基準を下回る結果ではあるが、引き続き適正な償還を見据えた町債の発行を行い、適正水準の維持に努められたい。将来負担比率についても、充当可能財源等が将来負担額を上回っているため算出されない。

健全化法では、公営企業会計に資金不足比率を設定している。水道事業会計及び下水道事業会計はともに黒字決算となり、流動負債額に建設改良費等以外の法定地方債の現在高を加算した額より流動資産額が多いことにより資金不足は発生せず、資金不足比率は算定されない。また、

法非適用の宅地分譲事業会計においても資金不足比率は算定されない。

本町の各指標はおおむね良好と言えます。今後、人口減少に歯止めがかからず高齢化が進むことで、自主財源の減少が予想されているところであります。また、公共施設の長寿命化や改築に向けた事業等が必須となることから、財政の逼迫が懸念されます。経済的かつ効率的な行財政運営を図り、一層財政健全化に努められたい。

以上、財政健全化等に関する審査結果及び意見といたします。

議長（石垣正博君） 以上で審査結果の報告を終わります。

健全化判断比率及び資金不足比率については、報告のみといたします。

---

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。御苦労さまでございました。

午 後 3時25分 散 会

---

上記の会議の経過は、事務局長 三浦 光の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員